

福岡市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- 教育と福祉の両面から児童生徒を支援する専門家であるスクールソーシャルワーカー69人を中学校区内の拠点となる小学校に配置
- 配置校以外からの相談に対応するため、教育相談課に配置し、子どもたちを取り巻く環境や社会に働きかけ、人間関係の調整、改善を図っていくもの

（2）配置・採用計画上の工夫

- いじめ、不登校、児童虐待などの子どもの課題は、小学校低学年などの幼少期に要因があることが多く、課題の未然防止、早期発見や対応を行うため、全ての中学校区の拠点となる小学校に配置し、子どもたち一人ひとりにきめ細かな支援を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数はスクールソーシャルワーカー69名
- 資格は社会福祉士56名、精神保健福祉士26名、その他社会福祉に関する資格11名、教員免許5名、心理に関する資格2名
- 勤務形態は週に4日（27.5時間）勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- 本市の不登校対策として、教育と福祉の両面から児童生徒を援助する専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちを取り巻く環境条件や社会的人間関係の調整、改善を図り、不登校の減少につなげる。
- 年度当初の事業説明会において、全小中高の校長・副校長・教頭に対してスクールソーシャルワーカー活用事業について説明を行い、周知している。
- リーフレット等を作成し、教職員に対して周知をしている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー69名（拠点校SSW7名含む）

（2）研修回数（頻度）

- ・連絡協議会（年間3回）、区の研修（月1回）、

（3）研修内容

- ・こども総合相談センター概要、服務、学校組織についての研修
- ・連絡協議会において、SSWの効果的な活用について
- ・ケースについての助言や面接技法、交流分析（講義、実技）
- ・進捗状況の確認や事例検討、必要に応じて課題研修

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ケースについての助言や面接技法、交流分析（講義、実技）
- ・進捗状況の確認や事例検討、必要に応じて課題研修

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 有（2名）
- 活用方法 SSWからの課題や事例をもとに、スーパーバイザーによる全体会議での指導、助言や研修（講義、演習）を行う。

（6）課題

- SSWの経験別による研修の設定
- 拠点校SSWを中心とした組織体制の構築

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例（①貧困対策）

A児は両親を亡くし祖父と二人で生活していた。収入は、祖父の年金のみのため、家の中には最低限の物しかなく、必要な学用品も買ってもらえないことがあった。食べ物も十分にはなく、A児はいつも「おなかがすいた。」と言っていた。

SSWは、まず、A児や祖父、担任と面談し、状況と意思を聞いた。A児から「おなかいっぱい食べたいけど、年金暮らしの祖父には言えない。」という思い、祖父から「年金で生活しているので、これ以上のことをしてやれずつらい。」という思い、担任から「自分が買って食べさせてあげたいが、毎日は金銭的に厳しい。」という思いを聞き、食料を無償で提供してくださる企業を探し、学校で朝食を食べられるようにした。また、休みの日は、校区にある子どもの居場所でご飯をおなかいっぱい食べさせてもらえるよう、地域の方をお願いした。子どもの居場所にも無償で提供してくださる企業を探し、繋いだ。

金銭的なことを考え、高校進学もあきらめていたため、奨学金や働きながら高校に行く方法を伝え、「夢をあきらめなくていい。」ということ話を話した。また、塾にも行けないため、ボランティアを探し、勉強を教えてもらえるようにした。学用品等は、寄付でいただいたものを渡した。A児が困ったときに相談できる場所や人を、一緒に探した。その後、A児は高校に進学し校納金を滞納することなく通学している。

【事例2】保健室登校の児童に対する校内支援体制構築のための活用事例（⑦その他）

<事例概要>

小学生のある時、急に登校できなくなりそのまま不登校となった。進級を機に保健室登校をするようになったが、登校を渋ったり、登校しても保護者から離れることが出来なかったり、安定した学校生活を送れずにいた。本人はあまり話をしたがらず、保護者は対応に苦慮している様子だった。このような状況下において、教職員も対応に苦慮していた。

<支援内容（SSWの活用）>

○本人・保護者との関係構築および面談

本人・保護者が、学校生活に対して、どのように思い、考えているのか知るために、関係の構築に務めた。具体的には、本人に対しては、本人が思い描いている学校生活に向けて、どんなことに取り組めるのか、本人と一緒に考える時間（面談）を設定した。また、保護者に対しては、定期的な面談（月1）を設け、本人への関わり方について一緒に考えた。

○校内支援体制の整備

本人の状況について、教職員間で捉え方に差異があったため、本人・保護者の思いや本人・保護者が置かれている状況について教職員に対して代弁した。具体的には、ケース会議を通して、本人の状況について共通認識を図った。加えて、学校内でできる取り組みについて協議し、実施した。

<支援成果（活用の効果）>

本人の学校生活に対する思いや保護者が置かれている状況等を、教職員と共有出来たことで、本人のペースを尊重した関わりがなされた。その結果、本人から将来像が語られたり、毎日一人で登校することができるようになったり等、本人の学校生活における変化がみられた。また、上記にもなって、学校として何ができるのか（校内支援体制）について考える機会にもなった。

【事例3】性的被害児童支援のための活用事例（⑧性的な被害）

担任より【個別の声掛けをしても陰部を執拗に触っている。】【異性にべったりくっついてる。】と管理職へ相談があり、SSWにも相談が上がる。

相談を受けたSSWは性的虐待の疑いもあると認識し、緊急に校内ケース会議を実施。担任とSSWとで本人の面談を行うこととなる。面談で本児から実親からの性的虐待があることを打ち明けたため、すぐに児童相談所へ通告。児童相談所職員が学校に来校し、今後の対応を協議。協議の結果、非虐待親に実態を伝えたところ、非常にショックを受けていたが、今後の対応については非常に協力的であった。SSWは管理職や担任の先生への助言、児童相談所と学校との連携、本児の面談を行い、少しの状況変化でも校内ケース会議が対応できるよう校内体制を整え、非虐待親へのフォローアップも行っていった。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 平成３０年度，ＳＳＷの相談件数は４，４５０件（昨年度比約２．８倍）であった。これまで未配置だった学校の潜在的な相談ニーズが掘り起こされており，学校や関係機関と連携しながら課題解決へとつなげている。
- 平成３０年度，ＳＳＷの介入件数は１，０８８件（昨年度比約２倍）であった。ＳＳＷは児童生徒の家庭に対して，家庭訪問や電話連絡を行うなどして支援を行うことができています。
- 平成３０年度，ＳＳＷの終結率（実際に解決した件数）が３１０件から７２２件へ（２．３倍）に増加した。
- ※ ＳＳＷは児童生徒，保護者に対して丁寧に対応を行い，学校や関係機関と連携しながらよりきめ細やかに継続的な支援を行うことができています。

年度 件数	H 2 8	H 2 9	H 3 0
相談件数	1, 2 4 7	1, 5 9 5	4, 4 5 0
介入件数	4 3 1	5 3 6	1, 0 8 8

- ４段階評価 H 3 0 S S W活用調査より
 - ・ ＳＳＷは児童生徒への対応を丁寧に行っている（平均３．０２）
 - ・ 保護者への対応は丁寧に行っている（平均２．９２）
 - ・ 教職員と連携をしている（平均２．８９）
 - ・ 関係機関と連携している（平均２．８３）
- 学校からの記述による評価（H 3 0 S S W活用調査より）
 - ・ 定期的な支援会議を行い，共通理解と共通実践を行っている。
 - ・ 次の手立てなどを提案し，家庭訪問をおこなったり，ケース会議の段取りも組んだりと様々な面で活躍している。
 - ・ ＳＳＷとして，教職員に対して適切な支援を行っている。また，家庭（保護者・子ども）に対しても，積極的にアプローチをしており，教育的効果を上げている。

（２）今後の課題

- ・ 相談技術向上の研修をしているか。（学校４段階評価ＳＳＷ活用調査 平均２．１）
- ・ ６９名中，１年目から３年目のＳＳＷは５１名であり，経験年数は少ない。
- ・ H 3 0年度，配置を拡大し，H 3 1年度から拠点校ＳＳＷが導入。体制作りが急務である。
- ・ 拠点校ＳＳＷを各区に１名ずつ配置。嘱託ＳＳＷへの指導助言や困難ケースの対応支援を行うことで，福岡市の支援体制全体が向上し，児童生徒や家庭への支援を行えるようにする。
- ・ ＳＳＷの資質能力の向上に向けて，研修体制の充実を図っていく。
（具体的には，毎週のグループミーティング，区の会議，計画的な研修を実施する。）

熊本市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

- (１) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的
いじめや不登校の問題をはじめ生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消のために、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連絡・調整を進め、子どもに関わる課題や環境の改善を行う。
- (２) 配置・採用計画上の工夫
熊本市教育委員会事務局学校教育部総合支援課にスクールソーシャルワーカーを配置し、学校からの派遣要請に応じて、家庭や学校、または関係諸機関等に派遣した。
- (３) 配置人数・資格・勤務形態
配置人数は定員を１０人とした。年度初めは７人だったが、年度末には８人となった。資格は精神保健福祉士３人、社会福祉士６人。勤務形態は、一人あたり、土曜、日曜、祝日を除く週５日、１日５時間、週２５時間程度の勤務で、平成３０年度の年間活動時間は合計１１，０００時間とした。
- (４) 「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について
「熊本市スクールソーシャルワーカー活用の手引」を作成し、事業の目的や活動内容、派遣までの流れ等を示している。また、年度当初に市内全小中学校に「熊本市スクールソーシャルワーカー配置事業の実施について」を通知し、事業について周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (１) 研修対象
スクールソーシャルワーカー、教育委員会担当指導主事等
- (２) 研修回数（頻度）
 - ①事例検討会（毎週）
 - ②各スクールソーシャルワーカーの個別スーパービジョン（随時）
 - ③ライブスーパービジョン（随時）
 - ④外部講師によるスクールソーシャルワーカー研修会（年間３回）
- (３) 研修内容
【①～④】ケースの進行管理、支援スキルなど資質の向上等
【⑤】大学教授による講演をはじめ、各スクールソーシャルワーカー担当ケースや本市スクールソーシャルワーカー事業に対する助言等
- (４) 特に効果のあった研修内容
 - ・身近にスーパーバイザーがいることでスクールソーシャルワーカーがすぐに相談でき、支援が充実した。また、困難事例への対応もスムーズにできた。
 - ・スーパーバイザーがすべてのケースに関わることで、熊本市の学校及び子どもの状況を全体的に把握できるため、より効果的な支援が展開できるようになった。
 - ・専門家によるスーパーバイズを研修に取り入れたことで、スクールソーシャルワーカーの資質向上さらには本事業の運営面での充実を図ることができた。
- (５) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
 - ＳＶの設置 有
 - 活用方法 スーパーバイザーが支援方針助言や困難ケースの支援等を行うことで、効率的・効果的な運用を図る。
- (６) 課題
派遣依頼数の増加に伴い、スクールソーシャルワーカーの対応ケースが多様化している。また、問題が複雑なケースが多く、解決までに相当な時間を要する。今後も研修内容を充実し、専門的知識や技能の向上を図る必要がある。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】人間関係に自信を無くし、孤立感を抱き不登校になっていた生徒のための活用事例（④不登校、⑦発達障害）

当該生徒は、小学生時に発達検査を受け特性があることが分かったが、両親の養育能力が厳しく、保清面などの身の回りのことが行き届かないことに加え、家庭での適切な関わりが難しかったようである。中学校入学後、ネット上での繋がりを求め昼夜逆転や不登校状況が続いていた。また、母・本人共に、学校からの家庭訪問などのアプローチを拒否することが増えていった。

支援依頼を受けたＳＳＷは、両親との面談を重ね、今後の支援について話し合った。同時に、自宅に引きこもり状態となっている生徒に会うべく家庭訪問を繰り返す中で、本人の困り感やニーズを紐解き、学校や家庭へ代弁していった。

学校での人間関係に困り感があり、孤立感を抱いていた本人に対して、ソーシャルスキルトレーニングが行えるクリニックのデイケアを紹介した。すると、新しい友人ができ、バスに乗って楽しく通うことができるようになっていった。そのことで本人は自信がつき、表情や保清面は改善されてきた。一方、本人への関わり方に困り感があり、対応力にも課題があった母親にはペアレントトレーニングを紹介し、受講してもらうことで母にも変化がうまれていった。現在は、医療機関・放課後等デイサービスに通いながら学校生活も頑張れている。

【事例２】保護者不在の家庭の中で、孤独感を強め、不登校となった児童への支援（④不登校、⑦心身の健康、保健に関する問題等）

小学校高学年女子Aさんの事例。SSW介入前年、両親の離婚により父親が親権を持ったが、父親は海外で仕事をしており父方祖父母が養育者となっていた。しかし、祖父母は近くに住んでいるだけで、実質は姉妹だけの生活であり、大学生である姉も自身の生活中心であった。このためAさんは情緒不安定となり、両親の離婚に伴う傷付き体験や、孤独な日々の生活の中で孤独感を強めたAさんは、SNSで特定の男性とのやり取りを始め、昼夜逆転の生活に至り不登校状況となっていた。

SSWはリスクアセスメントを行い、学校と情報共有の上、児童相談所やスクールサポーターとも連携を行った。また、Aさんとの面談を重ね、寂しさや孤独感で押し潰されそうな不安な気持ちに寄り添いつつ、姉妹、祖父母との面談、一時帰国時に父親とも面談を行い、校内ケース会議も開催した。

Aさんの昼夜逆転の生活改善と心理的ケアを目的に、Aさんも納得の上、医療機関へ繋ぎ初診で入院となった。数ヶ月の入院期間中に院内スタッフと、本人や父親、祖父母、学校管理職参加のケース会議を数回開催し、Aさんの置かれた現状や心理的な葛藤を父親が受け止めるサポートを行うと同時に、Aさんの退院後の生活見直しと家族の役割確認、各関係者の支援体制について話し合った。

退院後は、帰国を決断した父親との生活が再開し、祖父母も協力するようになり、学校でも見守り体制が充実したことで、Aさんは毎日登校出来るようになり、笑顔が増え、心身の健康を取り戻した。

【事例３】精神疾患のある母を心配して不登校状態に陥っている生徒のための活用事例（⑨ヤングケアラー）

中学三年生男子と高校生の兄、母の三人暮らし。母は自殺企図歴があり、SSWが介入した当時も包丁を持ち出すなど、不安定な精神状態が続いていた。SSWはこの家庭のリスクが非常に高いと判断し、早急にケース会議開催（学校、児童相談所、生活保護課、SSW）を行った。その上で家庭訪問を繰り返し、母と面談を重ねた。その中で、母はこれまでの状況を涙ながらに話し、改善したいという強い意思が感じられた。また、生徒は、家事に加え、母の大量服薬について服薬管理をしたり、母の身辺自立の為に介助を行ったりしていることが判明した。自殺企図を面で経験した生徒は、母を心配する強い思いと、自らが支える役割であるという責任感をもっているように感じられた。

母の精神的安定が生徒の安心安全につながることから、SSWは、母の精神科病院受診と服薬調整について病院と連携し行った。また、これまでの学校との関係不和については学校へ生徒の思いを代弁し、学校と家庭の調整も行った。その後、母は精神保健福祉手帳を取得し福祉サービスが導入されたことで家庭環境が改善し、生徒は安心して登校できるようになった。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

１人はスーパーバイザーとして全ケースに関わり指導助言及びマネジメント等を行った。

不登校対策モデル校として２中学校区を指定し、スクールソーシャルワーカー１人を専任で配置し、スクールカウンセラーや不登校対策サポーターと連携して活動した。

【平成２９年度】

- ・支援人数：小学校３７４人、中学校３７８人、高等学校 １人、合計７５３人
- ・支援内容：家庭環境の問題６６６件、発達障害に関する問題４３２件、不登校４９２件（重複有）他
- ・終結人数：３０１人（終結率３９．９％）

【平成３０年度】

- ・支援人数：小学校３０１人、中学校３１１人、高等学校 ５人、合計６１７人
- ・支援内容：家庭環境の問題５１６件、発達障害に関する問題３２１件、不登校４０８件（重複有）他
- ・終結人数：２５９人（終結率４１．９％）

（２）今後の課題

- ・小中学校からの派遣依頼数が年々増加しているため、今後さらに効率的・効果的な対応をしていく必要がある。
- ・「平成２８年熊本地震における中長期的な対応」、「発達障害」に関するケースの増加、多様化、複雑化する相談内容に的確に対応するために、スクールソーシャルワーカーの資質・技能の向上を図る必要がある。
- ・学校や保護者に向け、スクールソーシャルワーカーの活動内容についての理解をさらに深める必要がある。
- ・本市の資格要件を満たしたスクールソーシャルワーカーの安定的な確保が必要である。

旭川市

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の問題行動等の背景には、児童生徒を取り巻く家庭環境や地域社会、友人関係、児童生徒の個別の問題等が複雑に絡み合っている場合がある。そのような解決が困難なケースについて、関係機関との連携を図った指導体制の構築やアプローチが必要であり、そのサポートの一つとして、教育分野に関する知識に加え、福祉的な視点を取り入れることができるＳＳＷを配置し、状況の改善を図っていくことを目的としている。

（２）配置・採用計画上の工夫

子育て支援部所管の子ども総合相談センターにＳＳＷを配置し、同センターに配置されている家庭児童相談員（児童虐待や養護相談、不登校・いじめ相談担当）等との連携や情報共有を行っている。

なお、学校数が多いため市内全小中学校を対象に電話相談を中心とした派遣型の体制を基本とし、支援を行うこととしている。

（３）配置人数・資格・勤務形態

１名（精神保健福祉士，教員免許状），非常勤嘱託職員，週２９時間勤務（週４日９：００～１７：００）

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

策定していない。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

市独自の研修は行っておらず，北海道教育委員会主催の道内事業実施市町村及び単費事業実施市町村ＳＳＷを対象とした研修に参加している。

（２）研修回数（頻度）

年１回

（３）研修内容

北海道教育委員会主催ＳＳＷ連絡協議会，ＳＳＷ地域別研修会において，北海道教育委員会担当者等の説明，講話・演習，事例発表・質疑，研究協議を行った。

（４）特に効果のあった研修内容

事例の発表や質疑，研究協議は，プランニングや社会資源の活用状況など実践に基づくものであり参考になった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 無

○活用方法

（６）課題

特になし

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】発達障害等に応じた支援のための活用事例（⑥家庭環境の問題、⑧発達障害等に関する問題）

本児は学校や市発達支援相談で検査を受けたが、発達の遅れや障害の可能性を推測させる結果は出なかった。一方、生活上では、忘れ物や物を無くすことが多く、持っていたことも忘れてしまう。時間や約束を守ることができないなどがある。母は本児にどのように伝えれば良いか分からず、本児の将来を心配している。母から相談を受けた市発達支援相談担当からＳＳＷに支援依頼があった。

＜ＳＳＷの関わり＞

市発達支援相談担当と情報共有を図るとともに、母をＳＳＷにつなぐよう依頼。その後、母が来所し面接を実施。本児は忘れ物や物を無くすことが多く、時間や約束を守ることができず、友人とのトラブルがある。落ち着きがなく、話が聞けず、自室は片付けられない。母にも同じようなところがある。本児はなぜ自分だけできないのかと悩んでおり、直せるものなら直したいと思っている。母は親の愛情が分からず、どう表現したらよいか分からない。学校の担任には母も本児もよく相談している。

本児の状況は社会生活に支障が出るほどのものであり、継続的支援が必要と思われたことから、母に障害者総合相談支援センターを紹介。障害者総合相談支援センターにはＳＳＷから情報提供を行った。障害者総合相談支援センターから勧められ、母は本児を医療機関に受診させることとなった。

その後、本児は発達特性に応じた支援を受け、学校卒業後は就労を継続することができ、課題を抱えながらも、本児なりに社会生活に適応している。

【事例２】不登校改善のための活用事例（④不登校、②児童虐待）

本児は不登校傾向にある。学校からの依頼を受けて支援を開始。父母間のＤＶ等により警察が何度か介入し、児童相談所も心理的虐待として対応していた。本児はＤＶの目撃や、母が家を出て実家に避難する等、不安定な環境に置かれていたこと、また、母を心配していたこと等が不登校傾向の要因となっていた。

＜ＳＳＷの関わり＞

学校を訪問し情報共有を図るとともに、母をＳＳＷにつなぐよう依頼。その後、母が来所し面接を実施。本児の不登校傾向に対し、父は学校へ行くよう強く叱責し、方針の異なる母と衝突していた。本児の不登校解消には家庭環境の調整も必要であるとして支援を開始。母は父が養育に無関心であること、相手の意見を受け入れず、融通が利かないこと等、関わりに苦慮していた。

支援の継続中に父母間のＤＶにより警察・児相が介入。家庭児童相談室と連携し、母を配偶者暴力相談支援センターにつないだ結果、母と本児は親戚宅へ避難し、生活することとなった。学校には教頭、学年主任、養護教諭、担任等校内で共通理解を図り、本児からのＳＯＳを受け止める体制を取ってもらった。

父が来所し面接を実施。その後は父から相談してくるようになった。

児童相談所と連携しながら対応し、本児の面前でのＤＶについては児童相談所が父母に指導を行い、ＳＳＷは父母の話を傾聴し、医療機関からのサポートやＳＣのカウンセリングの継続を図りながら、本児の不登校傾向の解消を図った。

その後、父は養育に目を向けるようになり、父母が一定の和解に至り、母親と本児は自宅へ戻った。本児の不登校傾向が完全に解消されたわけではないが、保健室登校や学校祭等の行事には参加できるようになるなど、ある程度の改善が図られた。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成３０年度においてＳＳＷが対応したケースは４５件（新規実件数）であり、昨年度に比べて減少しているが、対応した延べ件数は９４８件と逆に増加しており、家族や学校からの相談に、電話、面接、訪問等でより丁寧な対応を行った。

問題を抱える児童生徒を支える保護者と学校が、児童生徒の状況や課題、支援方法等について情報を共有することができた。

ＳＳＷが教員とは異なる視点で状況に応じた働きかけ方を検討し、学校と協働しながらの取組ができた。

（２）今後の課題

学校や関係機関等に対し、ＳＳＷを活用した相談や支援、状況の見立てや手立てを相談者と一緒に考えるというスタンス等についての認知、理解を得ながら相談支援活動を進めていく必要がある。

また、関係機関との連携を一層密にした学校や保護者等への支援を進めていくことが必要である。

青森市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒等に対する相談業務及び教職員、少年指導委員、教育相談員などへの指導・助言

（２）配置・採用計画上の工夫

採用期間は１年であり、ハローワークを通じて公募し試験を実施する。

配置は、青森市は、旧市内と浪岡地区があり、現在、スクールソーシャルワーカー（当市ではカウンセリングアドバイザーという名称）は浪岡地区に配置されているが、旧市内からでも依頼があれば事案対応している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

１名、認定心理士資格所持、１週２９時間１０分の勤務時間を超えないこと、学校からの依頼によりスクールソーシャルワーカーを派遣しカウンセリング、コンサルテーションを行う。

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

学校からの依頼により、学校だけでは対応困難な児童生徒、保護者へのカウンセリングや指導、学校教諭に対する助言を実施しており、小学校・中学校の校長会・教頭会、生徒指導協議会などで活用を周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

なし

（２）研修回数（頻度）

なし

（３）研修内容

なし

（４）特に効果のあった研修内容

なし

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 なし

○活用方法 なし

（６）課題

特に本市では研修を受講させてはならず、スクールソーシャルワーカー自身の自主的な受講に任せているが、最近の子どもの傾向（希死念慮、ネットに関するもの）にあった研修を受けさせることが必要と思われる。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】不登校に関する派遣型活用事例（④）

生徒Ａは小学校高学年から不登校にあった。母子家庭であり、母の仕事は長続きせず収入も不安定な家庭。

これまでは担任による家庭訪問に応じていたものの、母子ともに徐々に応じなくなっていった。

所在確認ができないということで、管理職からＳＳＷへ相談があったケース。

学校側からの情報を収集、現状の確認をし、母へのアプローチの仕方を助言、児童相談所、教育委員会とも連携するよう促した。

学校からの働きかけにより、母子が来校、面談を行い、今後の支援の方向性等を検討することができた。

【事例２】非行行為再発防止のための派遣型活用事例（⑥）

学校から盗癖がある児童について相談があり、学校から保護者に対しＳＳＷの活用を勧めたところ、面談を希望し保護者と当該児童の面談となる。

当該児童と事件時の心の動きを丁寧に振り返り、被害者への描写から他者理解・感情理解の乏しさが感じられたため、他者への関心及び規範意識を醸成するため継続的な面談を行う。

管理職ほか関係者と連携し、見守りと当該児童との関わり方を助言。

中学校に進学するに当たり、つながりを切らさぬように中学校とも連携。

中学校でも本人、保護者への関わりを密にし、再犯せずに充実した学校生活を送ることができている。

【事例３】性的な被害のための活用事例～該当なし

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成３０年度中、不登校に関する相談を１２ケース受理し、３件を解決している。（解消率２５％）

（２）今後の課題

発達障害に関するもの、希死念慮に関する相談が増えていることから、医療をはじめとした専門機関との協力体制を構築していくことが課題であると思われる。

八戸市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校等、児童生徒が抱える課題を解決するため、学校や家庭と関係機関等とのネットワークの構築や、児童生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）を配置・派遣し、相談体制の充実を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

- 市内１０中学校に５名のＳＳＷを配置。
- 配置校以外の小・中学校５７校については、近隣の配置校から必要に応じて派遣。
- 市教育委員会内少年相談センターにスクールソーシャルワーカースーパーバイザー（以下ＳＳＷＳＶ）１名を配置。自ら相談活動を行うとともに、学校やＳＳＷへの助言・連絡・調整を行った。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 ＳＳＷ ５名 ＳＳＷＳＶ １名
- 資 格 社会福祉士・教員免許（小・中・高・特支）・教育カウンセラー・看護師・准看護師
- 勤務形態 ＳＳＷ 週４日 １日４時間 年間５６０時間 ＳＳＷＳＶ 週５日 １日６時間

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- 実施要綱を策定し、ＳＳＷ活用事業の目的、職務、活用の手順等を盛り込んでいる。
- 市小中学校長会・教頭会・生徒指導主任研修会等、学校訪問を通じて活用について周知。
- 市内全小・中学校に、「ＳＳＷ活用事業便り」を配布し、教職員に対して活用について周知。
- リーフレットを作成して市内全児童生徒の保護者に配布し、仕組みと相談窓口について周知。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

ＳＳＷ５名 ＳＳＷＳＶ１名

（２）研修回数（頻度）

連絡協議会（年間６回） 青森県教委主催のＳＳＷ連絡協議会（年間２回）及び研修会（年間３回）

（３）研修内容

ＳＳＷの職務等について、個々のＳＳＷの対応事例の検討、県のＳＳＷとの情報交換、スキルアップ研修

（４）特に効果のあった研修内容

年間６回行っている連絡協議会において、個々のＳＳＷの対応事例の検討を行うことにより、支援や関係機関との連携の在り方について理解を深めることができた。また、県教委や高等学校のＳＳＷと情報交換を行うことにより、連携が深まり、協働で対応した事例もあった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 市教育委員会少年相談センター内にＳＶ１名を配置（元小学校長）

○活用方法 電話・来所相談、ＳＳＷへの助言、学校とＳＳＷ・関係機関等との連絡・調整等

（６）課題

- ＳＳＷ活用事業の拡充を視野に入れての人材確保
- ＳＳＷの人材育成、資質向上を図る研修等の充実
- ＳＳＷ活用事業についての学校や家庭、地域社会への周知
- 学校現場での活用の在り方
- 他相談機関や関係機関等との連携の在り方

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策（家庭環境改善）のための活用事例（①貧困対策、⑥非行・不良行為）

中学生のA子は、母子家庭の生活保護世帯である。家庭内の整理整頓ができずごみが散乱している。学校はA子に対して、保健衛生面での指導を個別に行うとともに、その都度、母親に対しても助言してきた。学校納入金については、納入期限に遅れることはあっても納入されていた。しかし、2学期に入ると再三督促するもののA子の学納金は納入されない状態が続いた。母親の携帯電話も料金未払いのため、学校から連絡してもつながらない状態となる。こうした中で、A子は、大型スーパーマーケットで食料品などの生活用品を万引きし補導された。学校はSSWに相談し、同居する兄弟を含めた家庭の環境改善のため、SSWSVからスーパーバイズを受けた。SVが、関係機関等に連絡・調整を図り、小・中・高等学校、生活福祉課の関係職員が出席してのケース会議を開催した。生活福祉課ケースワーカー（以下CW）が家庭訪問し、指導助言しながら生活状態の改善状況を確認。小・中・高の教員とSSWが、家庭訪問や本人、保護者との面談等により子どもたちの様子を見守る。それぞれの取組について、ケース会議を開いて情報共有を進めたことで、母親は学校からの電話にも出るようになり、学校と家庭とのつながりも徐々に改善され、遅れながらも学校納入金が納入された。

【事例2】 不登校対策のための活用事例（①貧困対策 ④不登校）

小学生のB男は、母子家庭の生活保護世帯である。母親は、小・中学校で不登校状態であった。また、複数の疾患を抱え、精神的にも不安定な状態で家の中に引きこもり、通院もできない状態であった。B男が住む家が老朽化のため夏休み期間を利用して引っ越す必要が生じ、一時的に母親の実家に同居することとなった。その後、学校に近い新居が決まり、引っ越すことになったが、母親は引っ越しすることができずにいたため、B男の不登校状態が長く続くことになった。そこで、生活福祉課CWと学校とSSWが出席して、ケース会議を開催。生活福祉課CWが、健康づくり推進課等と連携して母親の通院の計画を立てて支援し、実母が付き添い通院できるようになった。家庭訪問等により、担任と母親との信頼関係がつけられ、B男の部分登校が始まった。B男は自分の意思で修学旅行に参加し、その後、遅刻しながらも登校している。

【事例3】 性的な被害についての対策のための活用事例について ※事例無し

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 児童生徒・保護者相談・家庭訪問・教職員の相談を合わせると延べ691件の相談があった。児童生徒については学校生活に関すること、保護者については子どもの養育や経済状況に関すること、教職員については不登校に関することの相談が多い。
- 学校において、児童生徒や保護者の対応に苦慮している事例について、教職員がSSWに相談し、SSWから適切な助言を教職員が受けることで、校内における情報共有が早期に図られ、児童生徒が登校できるようになった事例もある。
- 学校が主体となったケース会議の開催件数が延べ198件であった。SSWについて、学校現場での周知と活用が促進されたことで、学校とSSWがケース会議を通じて、連携・協働して対応する事例が増えた。
- SSWSVが、必要に応じて生活福祉課等と連絡・調整を図り、学校主体のケース会議の開催を支援することで、家庭への効果的な支援方策についての協議を推進することができた。
- 定期的に管理職とSSWが情報共有を図ることで、貧困支援のニーズをもつ児童生徒やその家庭を発見し、早期に組織的な対応をしている学校もある。
- 要保護児童対策地域協議会とも連携し、課題のある家庭についての情報共有と見守りを行っている。

（2）今後の課題

- 学校が主体となって関係機関等と連携を図り、ケース会議をはじめとする継続した対応を行うこと、あくまでもSSWはコーディネーター的役割であることの学校現場への周知。
- 学校現場でSSWを有効に活用するために、教員の「子どもの置かれた状況をアセスメントする力」を向上させるための研修等。
- SSWの人材確保と人材育成。

宇都宮市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒が置かれている複雑な家庭環境などを背景として発生する問題行動等，学校だけでは解決が困難な事案に対し，社会福祉等についての専門的な知識や経験に基づき，学校や家庭と福祉部門等の関係機関を繋ぎ，問題の解決に当たることができるよう支援する。

（２）配置・採用計画上の工夫

学校現場からのニーズを的確に把握しながら対応するとともに，福祉部門等の関係機関との連携を図りやすくするため，児童生徒指導を所管する教育委員会事務局学校教育課内にスクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）を配置している。

採用にあたっては，市のホームページ等で募集要項を掲載するとともに，栃木県社会福祉士会に周知協力を依頼し，専門性を有する人材の確保に努めている。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 ２名
- ・資格 社会福祉士の資格を有する者，教育分野において相談業務の経験がある者
- ・勤務形態 １週間当たり２人それぞれが５日（１日６時間）勤務

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

ＳＳＷ配置の目的や活用方法について記載した教職員用のリーフレットを配布した。また，校長会や児童生徒指導関係の連絡会議等で周知を行っている。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

ＳＳＷ，担当指導主事

（２）研修回数（頻度）

- ・ＳＳＷ活用事業研修会（県教育委員会主催，年１回）への参加
- ・市こども家庭支援室との連絡協議（年１回）
- ・各種研修会への参加（適宜）

（３）研修内容

- ・ＳＳＷのあり方について
- ・事例研究会及びＳＳＷの今後について
- ・個別の事例についての検討及び情報交換
- ・各種研修会内容に沿ったもの（家庭の貧困や不登校などについて）

（４）特に効果のあった研修内容

- ・ＳＳＷのあり方について
- ・個別事案の検討

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置：なし

○活用方法：なし

（６）課題

- ・対応件数の増加に伴い，課題が複雑化・多様化しているため，解決に時間を要する事案が増えている。効果的な研修内容を充実・精選し，専門的知識や技能の向上を図る必要がある。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】家庭環境問題による不登校生徒とその家庭への支援のための活用事例（①貧困対策，④不登校）

当該生徒は、他市から転入してきたが、転入手続きが滞るとともに転入後も母親とはほとんど連絡が取れない状況の中、転入後１日も登校していなかった。

ＳＳＷは、学校職員と家庭訪問し、現在の母親の悩みを親身になって聞くことにより、信頼関係を徐々に構築していった。当初、母親は、当該生徒の戸籍がなく手続き等が複雑なため、経済的な支援を拒んでいたが、「子ども食堂」の利用や児童扶養手当の手続きを支援することにより、生活にゆとりが出てきた。

母親はこれまで一家を支えるために過重な就労を強いられていたが、福祉的支援により子どもと向き合う時間が増え、当該生徒も登校できるようになり、中学３年生になって修学旅行にも参加できた。

その後も、当該生徒に対して学習支援も行い、高校進学についても前向きに考えられるようになった。さらに、当該生徒の戸籍の取得に向けて支援を継続している。

【事例２】養育面、経済面での支援が必要な家庭のための活用事例(①貧困対策，②児童虐待・ＤＶ，④不登校)

母子家庭で、父親（内夫）は服役中で平成３１年３月に出所予定である。母親は、就労していないため収入はなく、各種手当で生活している。また、母親は、高血圧、Ｂ型肝炎、自律神経失調症を患うなど、健康面にも不安がある。

当該児童は不登校傾向で別室登校し、学力が低い。

ＳＳＷは、生活福祉課、保健師に繋ぐことで経済的支援と健康面の支援を行ってきた。また、出所後の内夫との接触を母親は恐れているため、女性相談所にもつなぎ、内夫が出所する前に転居することを勧め、他市に転居することとなった。その際、引っ越し等の手続きや生活保護費等の需給手続き支援を行い、無事に転居することができた。

【事例３】

当該事例なし

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

		平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
A	新規ケース	４７	４７	４２
B	前年度からの継続	２６	４３	４０
C（A＋B）	年度対応数	７３	９０	８２
D	終結ケース	３０	４０	４３
E（C－D）	次年度へ	４３	５０	３９

- ・ ＳＳＷの実効性が学校現場に広まり、学校からのＳＳＷへの要請が高まっている。よって平成２９年度では実質上の増員を図った。

⇒平成２８年度：２人がそれぞれ１週間３日勤務→平成２９年度～：２人それぞれ１週間５日勤務

（２）今後の課題

現在、２名配置しているが、２名の配置では、対応件数が限界となっている。今後も学校からＳＳＷへの要請件数の増加が見込まれる中、知識や経験豊富なＳＳＷの継続的な人材確保、資質向上を図るための体系的な研修体制の整備や、予算措置などが課題となっている。

前橋市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

○学校だけでは解決が困難な事案等が発生し、相談や要請を受けた場合、青少年支援センター指導主事とともに学校を訪問し、人間関係性の見取りやカウンセリングから、事案の解決に必要な情報を収集する。また、当該児童生徒への効果的な支援についてコンサルテーションを行う。

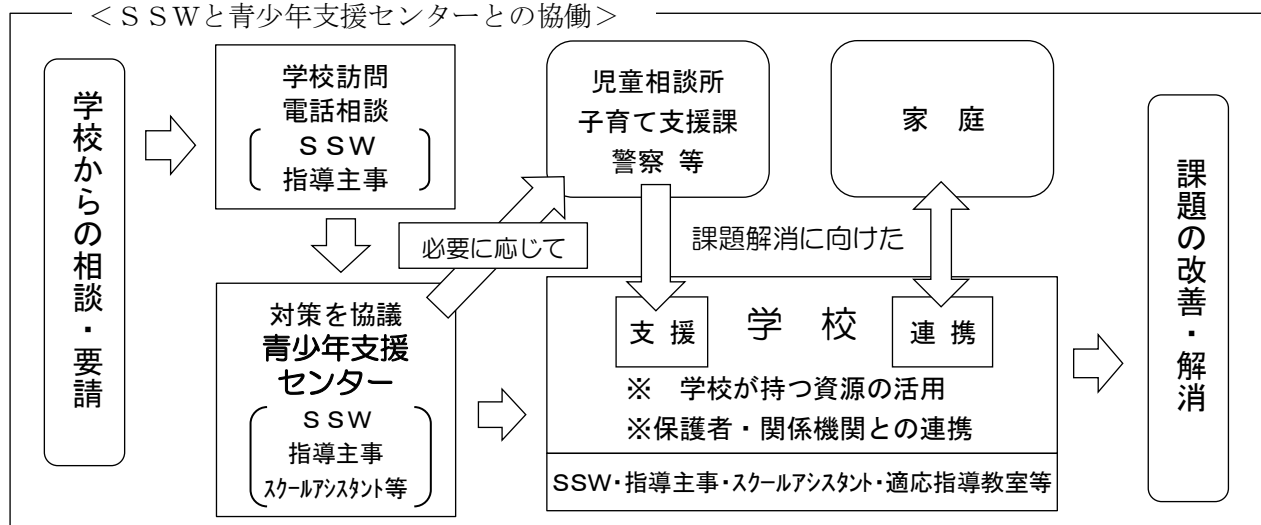
＜業務内容＞

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ①問題行動等にかかわる児童生徒の関係性の見取り | ④校内研修・PTA研修会等での講話 |
| ②関係した子どもたちや保護者への支援 | ⑤いじめ相談ダイヤルでの相談対応 |
| ③校内でのケース会議等への参加・助言 | ⑥支援に向けたコンサルテーション |

（2）配置・採用計画上の工夫

○青少年支援センターに配置し、必要に応じて各学校へ派遣する。

＜SSWと青少年支援センターとの協働＞

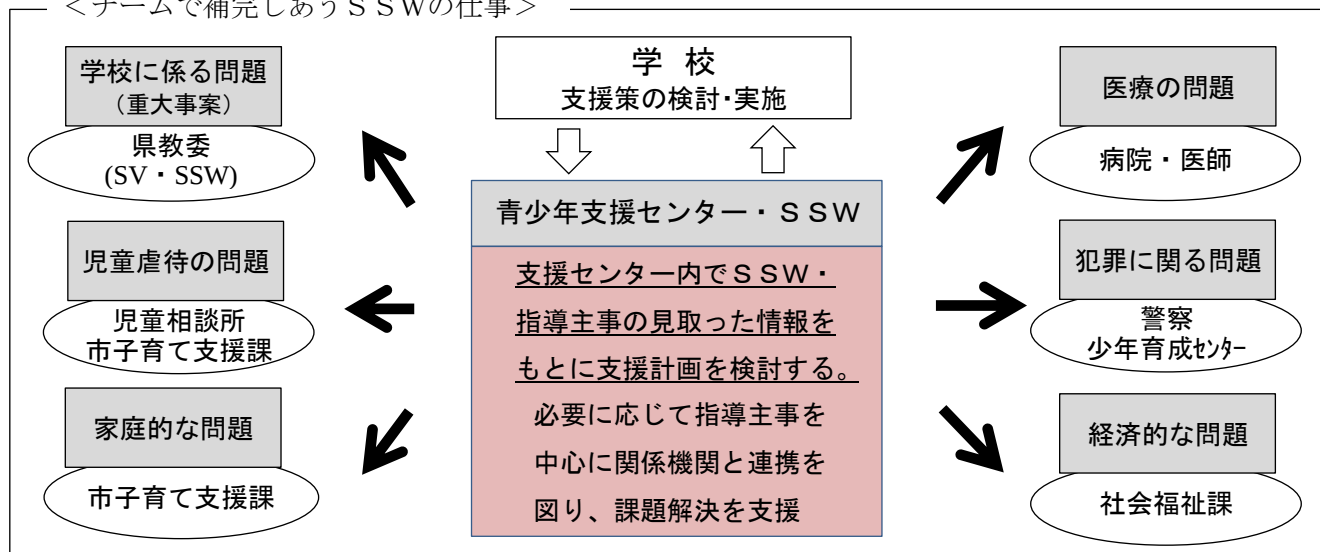


（3）配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数：1名 ②資格：心理に関する資格・教員免許 ③勤務形態：5日／週、6時間／日
※ 平成30年度については、年度当初に配置ができなかったことから9月より7か月雇用

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

＜チームで補完しあうSSWの仕事＞



＜各学校への周知方法＞

○校長会議・教頭会議・生徒指導主任会議等を通して、各学校への周知を図る。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- 本市ＳＳＷは１名のみであり、平成３０年度は年度途中での配置となってしまったため、研修は実施できなかった。
そのため、学校からの要請によって、指導主事と事例に対応する中でＳＳＷ自身が自己研鑽を重ねていった。特に、学校現場での勤務経験と心理に関する資格を生かし、事例を俯瞰的・多面的な視点で検証するとともに、課題解決に向けた支援の明確化を図ることができたため、その後の支援や学校への適切な助言に繋がった。
- 課題 スーパービジョンを行えるＳＶによる研修の機会をいかに確保していくかが課題となっている。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】継続的にいじめを訴える児童・保護者への心理的支援のための活用事例

（③いじめ ④不登校 ⑦心身の健康・保健に関する問題）

転入当初より、周囲との人間関係が上手く築けないことを「いじめ」として訴える。学校は丁寧に対応したが、過剰な訴えが増え、疲弊していく。保護者は教育委員会にもいじめが継続していることを訴えていたため、ＳＳＷと指導主事の訪問を実施し、当該児童や所属学級、学校全体の見取りを行った。その中で、当該児童や保護者には強いこだわりがあり、心理士の支援が不可欠であることを情報共有し、カウンセリングにつなぐことができた。また、管理職・担任・教育委員会が役割分担を決めるとともに、教育委員会から担任の支援を行う臨時職員を派遣したことで、当該児童本人の成長を促し、所属学級の環境を整えることに繋がった。

【事例２】事故による緊急対応のための活用事例（⑦心身の健康に関する問題）

在籍生徒が生命に関わる事故に巻き込まれたことを受け、学校の緊急対応体制の構築を支援するためにＳＳＷと指導主事の派遣を行った。まず、事故によってリスクの高まった生徒に、県から派遣されたＳＶとともにカウンセリングを行った。教育相談主任がコーディネーターの役割を担い、養護教諭とともに健康観察を通して危険要素の高い生徒を抽出した。特に不安定要素が顕著な生徒にはＳＶ、それ以外の比較的落ち着いている生徒や保護者にはＳＳＷが関わることとし、支援方針を明確にした。また、各対象生徒の様子を学年主任や教育相談担当と共有し、その後の支援計画に生かすことができた。並行して、学校が日常生活を取り戻すための今後の対応手順や解決すべき課題を整理し、役割分担について助言できたことで、関係職員の共通理解が図られ、チームによる支援体制の構築に繋げることができた。

【事例３】該当事例なし

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○学校訪問 １４校 合計５４回

- ①ＳＳＷを学校に派遣し、対人関係に課題のある児童や保護者の見取りを行い、教職員と情報を共有し指導に生かした。
- ②担任や学年職員へのコンサルテーションにより、学校の支援体制についての助言が明確にでき、学校側が支援の方向性を共通理解し、役割を分担して対象児童や保護者への働きかけを行うことができた。
- ③予期せぬ事故が発生した際に、学校における緊急支援体制のあり方について助言し、生徒の変化を見取ることで、面談やカウンセリング等、支援が必要な生徒に迅速かつ適切な支援を行うことができた。

（２）今後の課題

- ①ＳＳＷが一人体制であるため、複数の事案に同時に対応することが困難である。また、学校と連携した対応を求められるため、学校現場を熟知し、将来的に長期間の勤務可能な人材を確保する必要がある。
- ②ＳＳＷの役割が学校に認知されたことで需要が高まっているが、ＳＳＷによる支援が効果的に行われ、学校の組織力を向上させるために、校内支援体制の整備を図る必要がある。
- ③ＳＳＷの効果的な活用に向けて、コーディネーターとしての役割を担う職員が欠かせないが、十分に機能を果たしていないケースも散見される。コーディネーターとなる教職員への研修を実施し、中心的な役割を果たす教職員の育成とともに、他の教職員へもＳＳＷへの理解を深めていく必要がある。

高崎市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校やいじめをはじめとする子どもの問題行動の原因や背景を広い視野からとらえ、家庭環境の改善を含めた組織的支援に参加し、支援全体の活性化や充実を図り、問題の解消を目指す。

学校への支援においては、校内のチーム支援体制づくり、関係諸機関との連携及び協力体制づくり、校内ケース会議の開催と活用、本人や保護者への教育相談、家庭訪問や関係諸機関利用への協力や情報提供等を行う。

こうした支援において、スクールソーシャルワーカー（以下、ＳＳＷ）は福祉職としての専門性を生かし、支援全体の調整役も務めながら、学校の取組の充実を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

市内小・中学校の実情に応じて、ＳＳＷによる支援対象地域を５地域に分け、拠点型・派遣型として該当する小・中学校への訪問支援活動を実施し、重点的に支援する。また、該当児童の進学やその兄弟姉妹等の関係で、小・中学校にまたがる支援が必要な場合もあるため、中学校区を区分として同じＳＳＷを配置する。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ） ５名
- ・所有資格 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許状、その他社会福祉に関する資格、心理に関する資格等
- ・勤務形態 週４日（月～木曜日）、１日７．５時間勤務、週３０時間

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・ＳＳＷ活用マニュアル（ＳＳＷ活用の手引き）を作成し、小・中・特別支援学校及び関係機関へ配布する。
- ・定例校園長会議や副校長・教頭会議、主任児童委員研修会、適応教室指導員研修会等で説明する。
- ・拠点校、新規派遣校については、年度の初回訪問時に、担当指導主事が同行して個別に説明する。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）

（２）研修回数（頻度）

- ・年複数回、研修会等へ参加。
- ・市庁舎（学校教育課）に全員が勤務する日に、担当指導主事を含めた事例検討会や情報交換をする。

（３）研修内容

- ・児童福祉の観点から、発達障害、虐待、貧困の児童・家庭への対応について考える。
- ・事例コンサルテーション

（４）特に効果のあった研修内容

ＳＳＷが個々に抱えている事例に対して、他のワーカーたちがそれぞれの経験の中から、具体的な対応策を出し合って検討会を実施したことで、効果的な支援に努めることができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

現在、スーパーバイザーの設置はない。今後、ＳＳＷの増員が見込まれる際に検討していく予定。

（６）課題

- ・人員の増員（スーパーバイザーの設置を含む）
- ・給与や研修費（出張費・講師謝金など）の拡充
- ・事例検討会や研修会等の定期的な実施と、さらなる内容の充実（県が派遣するＳＳＷとの連携等）

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭支援のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待、⑦その他）

本児の放課後の居場所がなく、虐待が疑われる家庭として学校からの依頼により S S W が介入。両親の離婚後、本児は登校しているが家庭状況が掴めない、親とは連絡が取れない状況にあった。

まず、本児と面談をし、両親は離婚後も同居をしているが、食事や入浴などままならないこと、母から感情的に責められること、家の中が荒れている（窓ガラスが割れている、ごみが散乱している）こと等が分かった。また、本児自身にも発達障害が疑われた。

次に、キーパーソンとなる母方祖母と面談をし、定年退職をした母方祖父が多額の生活資金を出していること、母親が精神疾患のため通院していること、両親からの虐待で本児の姉を引き取っていること等が分かった。母方祖父母も母親との関係が良くなく、援助金額が日々高額になっていくことに困っていた。

そこで、障害福祉課（相談支援事業所、放課後等デイサービス）、こども発達支援センターと連携し、放課後の居場所となり、軽食も取れる放課後等デイサービスに通うことになった。放課後等デイサービスの送迎時に両親に会うことは難しく、両親に振り回される状態が続いていたため、こども家庭課と連携してケース会議を開き、支援体制を整えた。

また、S S W も母親と面談をする中で信頼関係を築いていき、母が本児の特性について理解を示してくれたため通院することになった。服薬をする中で本児が落ち着き、母親、祖母も困ったときには相談をしてくれるようになり、祖母宅で生活する姉も含めて家族で過ごせる日が持てるようになった。

【事例2】不登校改善のための活用事例（④不登校）

本生徒は、小学2年時から欠席が増え、小学4年時から完全不登校である。中学入学後も学校内に入ったことがなく、友人との交遊もなく、外出もほとんどない。昼夜逆転の生活傾向にあり、担任の家庭訪問時に会えることもあるが、会話はほぼ皆無である。教材等を渡しているが、学習している様子はない。中学3年の4月より S S W が本格介入を開始する。

まず、家族（市営住宅在住）の支援を模索するも、両親（日中はほとんど仕事で外出）もあきらめがちであり、本生徒への登校や生活改善への積極的な働きかけは期待できなかった。

そこで、長期的支援を想定し、職業体験プランによる中学卒業後までの継続支援について提案すると、親が興味を示し、コーディネーターを紹介する運びとなった。コーディネーターによる粘り強い家庭訪問が本生徒に伝わり、緘黙傾向であったが、次第に自分の意思を言葉にするようになった。7月になり「勉強したい。高校に行きたい。」との希望を引き出すことができた。長期引きこもりにより体力がないため、近くの公民館（徒歩5分）で掃除等の仕事をしながら図書室で勉強を開始し、夏休み中に小学校の学習を終え、9月から中学の学習を始めるまでに至った。

【事例3】該当事例なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・支援対象人数は、小学生160人、中学生119人
- ・訪問回数は、学校訪問1567回、家庭訪問587回、関係機関訪問494回
- ・「問題が解決」または「問題が好転した」支援の件数の割合は、全体の34%である。
- ・教職員とのケース会議だけでなく、専門機関と連携した活動を行うことで、家庭や医療に係る問題（特に貧困、虐待、発達障害等）など児童生徒を取り巻く環境の改善に、S S W の支援は効果的なものとなっている。

（2）今後の課題

- ・S S W の人材確保とスーパーバイザーの設置
- ・S S W の資質向上のための研修体制の充実
- ・学校からの要請に対する支援体制の見直し

川越市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校等の課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るため、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、川越市の教育相談体制の一層の充実に資する。

＊川越市立小学校３２校、中学校２２校、高等学校１校、特別支援学校１校 計５６校対象

（２）配置・採用計画上の工夫

【派遣型】川越市の教育相談機関である川越市教育委員会教育センター分室（リベアラ）にＳＳＷを３名配置している。学校長の要請により、教育委員会が学校等に派遣している。

【配置型】５名を小学校に配置し、各校近隣の小中学校もカバーしている。

（３）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数】 ８名

【資 格】 精神保健福祉士 ６名 社会福祉士 ７名 教員免許 ２名 その他資格 ５名

【勤務形態】 ７名→年間７９日（１日６時間） １名→年間３７日（１日６時間）

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「川越市立教育センター分室スクールソーシャルワーカー活用指針」を策定し、学校等に配布して活用を図っている。また、スクールソーシャルワーカーにも、研修会で周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールソーシャルワーカー ８名

（２）研修回数（頻度）

年５回 （４月、７月、８月、１０月、２月）

（３）研修内容

- ・事例検討
- ・講話 （ＳＳＷの業務 チーム支援と校内体制）
- ・学校教育相談コンサルテーション研修会、特色あるさわやか相談室づくり研修会に参加

（４）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 あり

○活用方法

- ・研修会の講師 （講演）
- ・事例検討におけるスーパーバイズ

（６）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの専門性向上のための研修内容の充実
- ・配置型、拠点校型への移行に向けて、学校内での対応の在り方についての研修の実施

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】不登校のための活用事例（①貧困対策 ②児童虐待 ④不登校 ⑤暴力行為 ⑦その他）

＜ケースの概要＞

・中学校３年男子 父子家庭（父、姉２人、本人の４人家族） 中学校３年間不登校 父と本人との関係が悪く、互いに暴言・暴力による親子けんか（トラブル）を起こし、警察が臨場することが頻繁にある。

＜ＳＳＷの支援＞

- ・学校訪問し、客観的事実を把握した後、父親と面談した。父親も息子の対応と家庭環境に困り感を抱いており、後日、ＳＳＷが本人との接触を行いたいことの理解を得るとともに今後の対応について話をする。
- ・家庭訪問を続け、一緒に遊んだり、部屋を掃除したりするなどして、ＳＳＷと本人の人間関係が構築された。
- ・次第にＳＳＷに対して、父への思いや本音を引き出すことができるようになった。
- ・父のアルコール依存が要因の一つとしてあり、父を病院へつなげ、ＭＳＷ及び学校と情報共有を行った。

＜成果＞・父も本人も徐々に安定しはじめ、無事高校進学も決定した。＊現在、充実した高校生活を送っている。

【事例２】保護者が不安定で養育が不十分な児童のための活用事例（①貧困対策 ④不登校）

＜ケースの概要＞

＜概要＞

- ・小学生の兄弟。母子家庭。母が精神的に不安定で、午前中起きられない。そのため、毎日午後から登校していた。学力が身につかず、欠席が増えている。

＜ＳＳＷの支援＞

- ・管理職と一緒に家庭訪問。福祉との関わりを拒絶していた母だが、ＳＳＷの話には応じた。
- ・定期的に家庭訪問する。家庭訪問した際には、兄弟を連れて登校させる。
- ・登校後、兄弟の学習支援も手伝い、関係性を深める。

＜成果＞

- ・粘り強く関係性を作ったことから、母、兄弟共にＳＳＷを信用するようになった。兄弟は、ＳＳＷが来ると喜んで登校するようになった。母も前向きになり、早起きを心掛けるようになった。福祉へのつながりの拒否もなくなった。個別学習で学校への抵抗がなくなったことと、母が早起きするようになったことで、兄弟の不登校が改善された。

【事例３】該当事例なし

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・８名のスクールソーシャルワーカーが対応した件数 ２９０件
- ・そのうち問題が解決・改善したケースの割合 ８２．４％
- ・支援の対象となった児童生徒数 ２４２名（小学生２１１名・中学生３１名）
- ・配置型では、教職員からの相談、学校生活を送る児童の様子が間近で見られる等、教職員及び児童・保護者により深くかかわることができる。保護者との関係構築も築きやすい。
- ・ＳＳＷ配置事業も４年目となり、継続的にかかわるケースが増えたと同時に、家庭訪問数やケース会議の数も増加している。
- ・大学教授のスーパーバイズにより、ＳＳＷの質が向上している。スーパーバイザーが率先してケースを担当するため、学校からの信頼を得ることができている。

（２）今後の課題

- ・ＳＳＷのニーズが高く、現状ではまかないきれないため、事業拡大が必須である。
- ・今後、ＳＳＷの増員や困難事例の増加が予想されるため、質の向上が見込まれる研修の在り方を考えていく。

越谷市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校・暴力行為・児童虐待等の問題に対して、児童生徒が置かれた環境に働きかけ、関係機関と連携しながら問題解決を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

中核市移行に伴い、平成２７年度より市としてＳＳＷ３名を教育センターに配置している。（平成２６年度は県費によるＳＳＷ２名を配置）また、本市では、市内全ての小・中学校４５校において「小中一貫教育推進研究」として研究を委嘱している。このことを受けて、小中一貫校としてブロックを組んでいる小中学校区に同一のＳＳＷを配置することで、小中一貫教育を踏まえた包括的支援にあたっている。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ①配置人数 → 教育センターに３名配置（小・中学校長が教育センター所長宛に派遣を依頼し、所長が地域担当ＳＳＷを該当校へ派遣する。）
- ②資格 → 社会福祉士・精神保健福祉士等
- ③勤務形態 → 原則として平日週２日、１日あたり７時間（９：００～１７：００）とし、月曜日から金曜日の間に割り振る。

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

ガイドラインには、「活用のねらい」、「校内教育相談体制におけるＳＳＷの位置付け」、「スクールソーシャルワーク活動における留意事項」等を示し、校長会や研修会等で周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ①市独自に主催している福祉関係及び保健関係の研修会に参加
- ②県が主催している研修会に必要な応じて参加（希望参加）

（２）研修回数（頻度）

- ①学期に１回程度

（３）研修内容

- ①児童虐待について
- ②ＤＶについて
- ③カウンセリングについて
- ④関係機関との連携について

（４）特に効果のあった研修内容

関係機関との連携について

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ①ＳＶの設置 → 無
- ②活用方法 → 無

（６）課題

保護者の離婚、失業、精神疾患等が増加傾向にある。家庭環境の悪化により、児童生徒の健全な学校生活を支えるのが困難になり、結果として不登校になってしまう人数も多く、家庭支援は不登校解消の方策のひとつである。校長会や研修会でＳＳＷ活用の効果を広め、適切な対応に努める必要がある。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】不登校解消のための活用事例（④不登校）

母子家庭で、母の孤立感が大きく、他機関の関わりもない家庭であったが、週１回の家庭訪問の中で、母や子供との信頼関係を構築していった。ＳＳＷと学校双方で家庭訪問の際に得た情報を共有し、方向性を確認しながら家庭訪問を継続したことによって、徐々に登校できるようになった。年度末のケース会議にＳＳＷも参加し、対応策について共通理解を図って新年度を迎えたことで、本児の不登校解消につながった。

【事例２】精神疾患を抱える母親への支援のための活用事例（④不登校）

母はうつ病。母は経済的な不安や生活のストレスから症状が重篤になったために家事もできなくなり、本児が不登校になった。ＳＳＷが生活保護受給のため、生活福祉課に連絡を取るとともに福祉サービス利用のため精神障害者手帳取得に向けて障害福祉課との仲介を行った。母は病院へ通うことで精神がやや安定し、養育態度に改善が見られている。また、介護保険の案内や、母親の養育に関するアドバイスを、家庭訪問を通して行った。

【事例３】性的な被害についての活用事例（⑧性的な被害）

母によるネグレクトのため、ＳＳＷが家庭訪問を行い、本児の家庭内での悩みや進路への不安などを聞いたり、通院の相談に乗ったりしていた。その後、本児が親戚からの性的な被害にあっていること確認されたため、ＳＳＷが訪問時に聞き取った内容を関係機関に情報提供すると共に、関係機関（学校、児童相談所、行政担当課、教育センター）でのケース会議にも参加して、定期的な家庭訪問を行っていくことを確認した。今後、同様の被害がないように、見守りを強化している。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○不登校発生率について

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 2 目標値
小学校	0. 2 2 %	0. 1 9 %	0. 2 0 %	0. 3 5 %	0. 2 9 %	0. 1 7 %
中学校	2. 3 1 %	2. 0 6 %	2. 0 3 %	2. 0 5 %	2. 7 0 %	2. 0 0 %

※H 3 2 目標値は「令和元年度 総合的な不登校対策」に掲げている数値

（H 2 8 年度に目標値を設定し、５年間で目標値達成を目指す。）

児童生徒が明るく楽しい学校生活を送り、豊かに自己実現を図ることができるよう「令和元年度総合的な不登校対策」のひとつとしてスクールソーシャルワーカーを市内各小中学校の要請に応じて派遣し、学校と連携して児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている児童生徒及びその保護者等に包括的に支援を行い、問題の解決を図った。その成果として、全国と県の不登校児童生徒の割合を下回る数値が数年続いている。

（２）今後の課題

- ①保護者が経済・健康への問題を抱えているケースが多く、介護保険、年金制度、未成年後見人制度等、社会福祉制度について実践的・具体的に活用していくための研鑽を積むことが必要である。
- ②精神疾患の病気の知識や対応の仕方について研鑽を積むことが必要である。
- ③積極的にケース会議に参加し、学校、教育センター、関係諸機関（子育て支援課、生活福祉課、医療機関等）と連携をとり、チームとして児童生徒及び保護者を支援していくことが必要である。

川口市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

- (１) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的
市立学校に在籍する児童、保護者等に対し、スクールソーシャルワーカーが、教育分野のみならず社会福祉に関する専門的な知識・技能を用いて、児童及びその家庭等への支援などを行う。
- (２) 配置・採用計画上の工夫
派遣型（保護者に同意を得た学校長より依頼）
- (３) 配置人数・資格・勤務形態
配置人数：４人
資 格：教員免許、上級プロフェッショナル心理カウンセラー、臨床心理士 等
勤務形態：①週２日、年間９０日以内、勤務時間は１日につき６時間である。
②勤務日時等は、川口市教育委員会がスクールソーシャルワーカーと事前相談の上、勤務曜日と時間帯を決定する。なお、年間勤務日数が９０日になるよう、当該年度の３月まで、勤務日をバランスよく配置する。
③スクールソーシャルワーカーは、長期休業中の勤務も可能である。
- (４) 「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について
本市では、「川口市スクールソーシャルワーカー活用指針」を策定している。
【策定の状況】
主な内容は、以下の通りである。
①勤務日等について
②スクールソーシャルワーカーの身分・服務について
③学校及び地域等への周知について
④学校への派遣及び活動内容等について
⑤学校における活用について
【周知方法】（川口市スクールソーシャルワーカー活用指針より）
①川口市教育委員会は、スクールソーシャルワーカーの着任後、できるだけ早い時期に、校長会等の機会を活用し、職務内容や活用方法等について、学校への周知を図る。また、スクールソーシャルワーカー本人を伴って、学校訪問を実施するなど積極的な活用を推進できるように努める。
②川口市教育委員会は、地域の児童福祉関係者や関係機関に対して、あらゆる機会を活用し、スクールソーシャルワーカーの配置とその活用について、周知に努める。
③各学校の校長は、職員会議等を利用し、スクールソーシャルワーカーの職務内容や活用方法等について、教職員に周知を図る。
④川口市小・中学校中堅教諭等資質向上研修にて対象教員への周知を行う。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (１) 研修対象
①ＳＶ会議（スーパーバイザー会議）
②スキルアップ研修会
- (２) 研修回数（頻度）
①年８回
②年３回
- (３) 研修内容
・講師による講義
・事例研究
- (４) 特に効果のあった研修内容
・児童生徒、保護者理解について
- (５) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
○ＳＶの設置 有
○活用方法 上記のとおり
- (６) 課題
本市において、市としての研修は行っているが、県等の研修に参加し、幅広い知識を得て、スクールソーシャルワーカーの資質向上を図ることが喫緊の課題と捉えている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（④不登校）

- （1）本人及び家庭の状況
 - ・登校渋り。
 - ・母よりいじめの訴えがあった。
 - ・中学校も、本人・母から話が聞けず、介入が進まない状況である。
 - ・父：単身赴任　母：精神的に不安定、本人、妹の4人暮らし。
- （2）働きかけ
 - ・SSWが、家庭訪問を行う。
 - ・進学予定の中学校の相談員が、母と面談を行う。
 - ・SSWが、子育て相談課・家庭児童相談所とともに家庭訪問を行う。
 - ・祖母（母の母）が、数日間、家事を手伝いに来た。
 - ・教育研究所の相談員が、本人・母と面談を行う。
- （3）改善状況
 - ・春休み中のステップアップ教室にいくつか参加する。
 - ・適応指導教室に参加できるようになる。

【事例2】貧困家庭（家庭環境の問題、福祉関係との連携等）のための活用事例（①貧困対策）

- （1）本人及び家庭の状況
 - ・昨年度から、不登校が続いている。
 - ・担任の先生が朝、家庭訪問をしているが、朝、家族で寝ていることが多い。
 - ・学校では、図書室で過ごすことが多い。
 - ・母親自身の体調もすぐれないことがあるため、子育てに手が回らないこともある。（薬を服薬中）
 - ・同じ服を何日の着ていることがある。
- （2）働きかけ
 - ・SSWが、母親・本人と面談を実施する
 - ・SSWが、校長先生・担任と「朝迎えに行きながら、少しでも学校に登校できるように配慮をしていく方向である。」ことを確認する
 - ・SSWが、子育て育成課の生活・学習支援事業の利用していくことを提案する。
 - ・学校にてケースカンファレンスを実施する。（校長・教頭・彩の国子ども・若者支援ネットワーク・SSW・子育て育成課　参加）
 - ・彩の国子ども・若者支援ネットワークの学習支援を開始していく。
- （3）改善状況
 - ・母親の体調や病状について、定期的に把握していく。
 - ・出来るだけ学習の場を学校に設定して支援を行っていく。
 - ・WISC 検査の結果で具体的な支援を再度検討していく。
 - 以上のような対応行っていくことを、関係機関の中で確認することができた。

【事例3】性的な被害のための活用事例（⑧性的な被害）

- （1）本人及び家庭の状況
 - ・小学校時代は、保健室登校や不登校状態を繰り返していた。
 - ・中学進学後は毎日教室で過ごし、勉強にも一生懸命取り組んでいる。
 - しかし、「母親が不安定で、本人はストレスを抱えながらぎりぎりの状態で登校している。」との中学校の見立てがあった
- （2）働きかけ
 - ・虐待疑い浮上する。情報が錯綜しているため、CC 実施する。
 - ・学校から児相に通告をお願いする。
 - ・児相が母子を呼び出し、それぞれと面談を行う。→一時保護が決定する。
 - ・児相の心理士が本人と会い、心理検査等を実施する。
 - ・家庭・学校へ戻す際には、その結果をふまえた具体的な方針を、児相より家庭・学校へ伝えることを確認した。
 - ・実父宅訪問で、生活場面での安全は保たれると児相が判断を行う。
 - ・学校復帰の面で心配な部分があるため、実父と母親を再度児相に呼び、学校行事の情報やプリント類などの窓口をどちらにするか等、きちんと役割分担を決めた上で戻すことになった。
- （3）改善状況
 - ・学校復帰後は、基本的に午後から登校し、給食には間に合ったり間に合わなかったりだが、1 時間ほど英語の勉強にしっかり取り組み、下校する。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・対応学校数４４校（小：３７校、中：７校）、支援の対象となった児童生徒数は１４５名（小：１３３名中：１２名）である。
- ・中学校からの相談を積極的に受けることで、小中９年間に渡る支援が可能になった。

（２）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの配置人数（相談件数の増加もあり、小中学校７８校に対して、スクールソーシャルワーカー４名では対応しきれなくなることが予想される。）

船橋市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、子供の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行い、一人ひとりの生活の質の向上を図るとともに、子供を支える家庭、学校、地域を作ることを目指している。

（２）配置・採用計画上の工夫

総合教育センターに５名を配置している。校長からの申請を受けて、各学校に派遣している。市内を５地区に分け、それぞれの担当地域を指定している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 ５名
- ・資格 社会福祉士・精神保健福祉士・教員免許（重複あり）
- ・勤務形態 週２日（１日７時間勤務）

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「活用のねらい」や「基本原則」などを記載した『ＳＳＷ活用ガイドブック』を作成し、各学校へ配布をし周知に努めている。今年度から始まった活動であるため、校長会議や教頭会議で導入の説明をするとともに、担当指導主事とＳＳＷと一緒に学校訪問を行い、その周知と活用について説明を行った。ガイドラインの作成については、検討中である。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

全てのスクールソーシャルワーカー

（２）研修回数（頻度）

スクールソーシャルワーカーのみの研修会（年４回）・実務に関する研修（不定期）
生徒指導連絡会（月１回）・スクールカウンセラーの研修会に参加（年２回）

（３）研修内容

- ・外部講師を招き、事例研究会の実施
- ・市内の特別支援教育、教育相談活動等に関する研修会に参加
- ・生徒指導連絡会に参加し中学校との情報交換を行う

（４）特に効果のあった研修内容

- ・事例研究会では、各個人が抱えている案件のうち、手立てで悩んでいることを皆で共有できたこと、外部講師のアドバイスをいただけたこと
- ・生徒指導連絡会を定期的に行っていることから、担当者と関係が作れ、連絡が取りやすく、情報交換がよりスムーズに行えたこと

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 なし

（６）課題

- ・今後、スクールソーシャルワーカーを増員していくにあたり、各個人による力量や経験が様々であるので、それに合わせた研修のあり方
- ・スーパーバイザーのあり方の検討

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】連絡が取りづらい家庭と学校をつなぐための活用事例（④⑦）

子供が不登校となってからは、学校は定期的に母親と電話連絡を取っていた。しかし、中学3年生になり連絡が難しくなってきた。そこで、子供本人の状況がわからず気になった学校から支援依頼があり、S S Wが家庭訪問を始めた。

家庭訪問で会えた母に、子供の進学に向けて一緒に考え手伝っていきたい旨を伝えた。家庭と学校の間に入って書類のやりとりなどを行い、母に会うことを目的にした家庭訪問の中で子供に会えることを目指した。

結局、子供本人には会えなかったが、家庭訪問で毎回会うことができた4歳違いの姉を通して、受験校への提出書類の作成など、子供へのS S Wの働きかけをすることができ、子供は希望していた高校に進学することができた。

【事例2】貧困対策及び発達障害に関する活用事例（①⑦）

学力が非常に低くコミュニケーション能力も低い中学生。特別支援教育が必要ではないかと思われるが、母はそれに対し肯定的ではない。母子世帯で母には持病があり、生活保護活用家庭でもあるため私立高校への進学は難しい状況であった。そのため、将来のことが心配された。また、住んでいる賃貸アパートの大家さんより部屋の使い方が汚いとの苦情があり転居を迫られていた。

転居に関してS S WはC Wと連携し、学区内での転居先を見つけてもらい、引越すことができた。母は不定期ではあるがS Cによるカウンセリングを受けていたので、S C面談の際、母の了解を得た上でS S Wも同席させていただいた。S S Wが母の悩みを聞くうち子供から母への暴言があることやスマホ依存という新たな課題が出てきた。そこで総合教育センターを紹介し、教育相談を継続的に受ける中で発達検査を受けることができ、その結果から母も子供の能力を受け入れることができた。並行して登校渋りも出て、別室登校をするようになった。その後は手帳を取得し、進学は特別支援学校を視野に入れることができるように母子ともに気持ちが傾いてきた。

【事例3】ヤングケアラーに関する活用事例（⑨）

要介護の母親と4人姉妹の家庭。中学生の長姉は母親の介護、家事を担い、母親への心配もあり登校できずにいた。同じく中学生の次姉は夜に母親の介助をするため昼夜逆転になり登校できなくなっていた。このような状況の中で小学生の2人の子供は学校へ行くという気持ちが失せていた。母親は子供達に心身ともに頼り、また自分のことで精いっぱい、子供達は登校することを考える力を失っていた。

利用できる福祉サービスを最大限に使い、家事援助のヘルパーを入れるとともに、主治医と連携をし、母親に子供達に頼らないように話していただいたこともあり、長姉は進学を決めた。高校生になった長姉は休むことなく登校している。昼夜逆転が改善した次姉は、登校できる日が増えてきている。小学生の子供達も家庭訪問をしてくれる担任の先生と交流を重ねている。母親も子供に頼らず、自分でできることは自分でしようと前向きに試行錯誤している。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

今年度から始まった事業であるが、初年度は5人のS S Wで64件のケースに対応した。

校種（学校数）	小学校（54）	中学校（27）	特別支援学校（1）	高等学校（1）
関わった校数	30	9	1	0
関わった件数	45	18	1	0

（2）今後の課題

S S Wの活用方法の周知が、課題となっていることから、様々な形で周知に努めなければならない。また、市としての最終的な配置体系をどのようにするのかを定めた上で、S S Wの増員を計画的に行っていく必要がある。さらには、様々な経歴や年齢の方を採用していく可能性があるため、研修方法やガイドラインを決めていく必要がある。

柏市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校等の課題を抱える児童生徒について、①課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け②関係機関とのネットワークの構築、連携・調整③学校内におけるチーム体制の構築、支援④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供⑤教職員への研修活動を行う。

（２）配置・採用計画上の工夫

- ・市内６中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、中学校区の小学校についても相談を受理することとした。このうち、３名のスクールソーシャルワーカーは、不登校支援である学習相談室への勤務もしており、管轄地域内の小中学校からの相談を受理する体制をとった。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：６名（うち１名は指導主事）
- ・資格：教員免許４名、社会福祉士２名、精神保健福祉士１名（複数回答）
- ・勤務形態：１日６時間勤務（週１～２日程度）

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

本事業の実施に係る内容については、「柏市スクールソーシャルワーカーに関する要領」に定めている。また、ＳＳＷの活動内容をまとめたリーフレットを作成し、各校に配布した。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、指導主事

（２）研修回数（頻度）

- ・月１回

（３）研修内容

- ・事例検討
- ・講義（例：精神障がいを抱えた保護者への対応、効果的なＳＳＷ事業プログラムファシリテーター研修、教育と福祉の連携等）

（４）特に効果のあった研修内容

- ・効果的なＳＳＷ事業プログラムファシリテーター研修

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ＳＶの設置 無

（６）課題

- ・ＳＶについては、未配置である
- ・教科担任制の中学校は、授業の空き時間等で担任と情報交換、相談等が可能であるが、小学校への効果的な支援の在り方については、課題である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例（①貧困対策；家庭環境の問題、福祉機関との連携 ④不登校 ⑦その他；心身の健康・保健に関する問題）

（1）概要

中学3年生のAは、友人とのトラブルをきっかけに中学2年生の2学期より不登校となる。ひとり親家庭で、生活保護受給。母にはメンタル不調があり、家庭生活が安定しない。兄は、自傷行為を繰り返し、夜間徘徊やSNSで知り合った異性と会うことがあった。学習意欲が低く、進路についての目標がなかなか持てずにいた。

（2）支援内容

- ・校内での居場所の確保、個別の学習支援
- ・生活保護の担当ケースワーカーから具体的な高校進学へ向けた費用等の提示、母の就労支援
- ・主治医との情報共有、主治医からの指導・助言
- ・SSWrによる高等学校の進路説明会への同行

（3）改善状況・課題

兄本人が家庭の経済状況に不安を抱えていたが、生活保護担当ケースワーカーから具体的な金額等を示されたことで、高校への進学を考えるようになった。また、教室以外の居場所が校内に確保できたことで、登校日数が増え、徐々に学習をするようになっていった。併せて、医療につながったことで、精神的な不調は改善傾向になった。SSWrとの関係が作られたことで、困ったとき、苦しい時のSOSが出せるようになり、自傷行為はなくなっていった。進路説明会をきっかけに志望校を決定し、志望校への進学ができた。

【事例2】不登校のための活用事例（①貧困対策；家庭環境の問題 ④不登校 ⑦心身の健康・保健に関する問題）

（1）概要

小学5年生のBは、4年生より不登校、引きこもり状態で昼夜逆転、家庭内ごみ散乱。ひとり親家庭で、母親は朝から夜遅くまで不在。

（2）支援内容

- ・母親自身の課題があると見立て、生活環境改善を含め、地域生活支援センターにつなげる。
- ・食料が買えない時は、子ども食堂やフードバンクを利用し、経済的な困窮について家計相談支援を受ける。
- ・訪問指導員による家庭訪問を実施。

（3）改善状況・課題

家計相談支援により、経済的にやり繰りできるようになった。子ども食堂や主任児童委員の関わりで、兄が人との交流を持てるようになり、心身共に安定してきた。また、地域生活支援センターにつながったことから、室内の片付けができるようになり、食生活が改善され、養育環境も安定してきた。学校と定期的に情報共有すると共に、担任が兄を誘い、時々夕方登校できるようになっている。

【事例3】性的な被害、ヤングケアラーについての活用事例：該当事例なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ①H29年度支援件数121件→H30年度支援件数204件と増加。
- ②対応事例により、関係機関との連携が強まっている。地域の資源や民生委員・主任児童委員との連携した支援の事例も出てきている。

（2）今後の課題

- ①SVr体制の整備
- ②SSWrの人数、勤務日数等の検討
- ③明確な効果指標の位置づけ
- ④校内支援体制の確立

八王子市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校の要因や背景が多様化、複雑化している中で、ＳＳＷ、心理職及び教員経験者で構成する登校支援チームを配置し、市立小・中学校全体を対象とした「個票システム」を活用して不登校の未然防止や不登校の解消につながる取組みの支援を行う。特に学校だけでは対応が困難なケースについては、学校の要請によりＳＳＷを派遣して、福祉的な観点から支援を実施し、関係機関との連携により子どもを取り巻く環境の改善を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

- ・教育、心理、福祉の各領域の専門家からなるチームを構成し、不登校児童・生徒の実態把握や分析ができるようにしている。
- ・不登校特例校である高尾山学園に配置し、市内の不登校対策の拠点としている。
- ・ＳＳＷの専門性と対応力の向上を図る為、ケースに応じて複数の専門家をスーパーバイザーとして活用する体制を整備している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人員 ４名
- 資格 社会福祉士、精神保健福祉士
- 勤務形態 １日 7.5 時間 週 4 日（年間 192 日）

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「総合・教育相談活用ガイド教職員用－」を作成し全校に配布している。ＳＳＷの活用については、○ＳＳＷとは ○どういう時に派遣されるか ○支援内容等、となっている。また、年間の取組み状況を「総合教育相談室活動報告」として学校及び関係機関に配布している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールソーシャルワーカー全員

（２）研修回数（頻度）

- ・スーパービジョン：年 8 回
- ・多摩総合精神保健福祉センター 精神保健福祉研修：適宜

（３）研修内容

- ・ケースの見立てや支援方針、対応、学校との協働、関係機関連携等について、福祉・教育・医療・心理等の領域からスーパーバイザーを招き、そのケースに関わる関係機関の職員も出席して多角的に検討すると共に、ＳＳＷの資質向上をはかる。
- ・多摩総合精神保健福祉センターの精神保健福祉研修は、各ＳＳＷが必要な研修を選択して受講している。

（４）特に効果のあった研修内容

- ・当該ケースの見立てや検討に必要な領域のスーパーバイザーをその都度選定した上で、関係機関職員及び所管内の多職種が加わってケースを立体的にとらえ、支援方針を検討することで、介入の糸口や支援の新たな切り口が見出された。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置

- ・特定のスーパーバイザーに固定をせず、検討を必要とするケースの状況に合わせて、福祉・教育・医療・心理等の専門的見地から助言が得られるスーパーバイザーに依頼している。

○活用方法

- ・１回あたり約 3. 5 時間を確保して、２ケースについて状況や支援経過を説明の上、助言を受ける。
- ・実際にケース会議を開催してその様子をＳＶが観察し、ＳＳＷのケース会議運営手法について助言を受ける回を設ける。
- ・ＳＳＷだけでなく、課長、主査、主任、所管内研究主事及び心理相談員も出席し、チームで支援方針を検討・共有する。
- ・スーパーバイズ終了後、所管内でふりかえりを実施し、スーパーバイズを受けた内容のまとめや今後の支援への反映、他のケースへの水平展開等を具体的に確認・検討する。
- ・次回スーパーバイズについては、まず検討を必要とするケースをＳＳＷが選定し、どのような領域からの助言が必要か検討した上で、スーパーバイザーを選び、依頼している。

（６）課題

- ・当該ケース児童生徒が在籍する学校の職員や関係機関も出席してのスーパーバイズは、日程調整が難しい場合がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校対策のための活用事例（④不登校）

《家庭環境》 母と3人きょうだいの母子家庭。子どもは全員不登校。

《SSW介入当初の状況》

母は学校をはじめ、行政機関に対して拒否感が強く、電話連絡をしても出ない。家庭訪問の際、子どもは出てきても母は出てこない状況。教材費の滞納有。子どもたちは学校にほとんど行けていない。長子は中学入学以来、一日も登校できていない。

《支援とその結果》

子ども家庭支援センターからの依頼で介入。母には、「子どもたちには勉強して欲しい。」という気持ちがあり、SSWは登校支援のみ行うことで役割を分担。学習について一番意識が向いていた長子に対して、家庭訪問をして一緒に学習を行うことを糸口で介入。当初、子ども達は約束の時間に訪問しても出てこず、時間を大幅に過ぎてから顔を出す事が多かったが、訪問を重ねていくうちに、朝が苦手だった本児も時間通りに玄関ドアを開けてくれるようになった。学校には、本児と学習してみた状況を伝え、本児の学力の実態に合わせた教材を準備してもらうなど、こまめに担任と連絡を取り合った。また、担任も積極的に家庭訪問し、母には会えなくても、本児に学校の配付物を手渡しなど、声を掛け続けた。こうした取り組みを続ける中で、本児の中に「もっと勉強したい」という気持ちが高まり、頃合いを見て、SSWとの家庭学習だけでなく、学校に行き、担任に教えてもらうことを提案した。最初は渋っていた本児だが、数回の声掛けで了承が得られた。担任と相談し、「他の生徒とは会わないように、授業が始まった直後から終了直前までの時間を本児の学習時間とする」事とした。本児は2年ぶりに制服を着用し、週1度のペースで登校できるようになった。また、登校した際には、養護教諭やほかの教員もあたたかく声をかけていった。

こうした登校を続けていくうちに、本児には様々な面で積極的な姿が見られるようになり、それに合わせるように、SSW訪問時に母も玄関先に顔を出すようになった。その後、家庭の事情で転居することになるが、その際、母は本児を連れて学校に挨拶に行き、教材費も支払った。SSWは転入先の学校にも同行訪問し、これまでの状況や本児から聞き取った、困り感や新しい生活への不安や希望を伝えた。現在本児は、週に数日休むことはあるものの、クラスに友人もできて、明るく学校生活を送っている。本児が毎日のように登校するようになったことから、下のきょうだい達も少しずつ登校するようになってきた。本児が長期に亘る不登校を克服し、新しい中学校に適應できた事は、本児の持つ力や意欲だけではなく、前籍校での担任をはじめとする先生方のあたたかな声掛けや心配りが、本児の学校生活での不安を取り除き、きょうだいや母を含め、学校に対する信頼感を回復させたことが大きな要因と考えられる。

【事例2】不登校対策のための活用事例(④不登校)

《家庭環境》 母と本児の母子家庭。母には精神疾患があり、働くことができず生活保護受給中。

《本児の状況》

本児は不安感が強く小学校入学時から登校しぶりがあり、母親が常に送迎していた。その後、小学校低学年で知的固定級に転籍したが、それでも登校は年々難しくなり、登校以外の外出もできなくなっていた。

《支援とその結果》

SSWは担当者の変更があったものの、介入した小4から現在に至るまで、本児が好きなゲームをきっかけとして関係作りを行い、外出機会を確保するために、訪問時には近くの公園まで散歩することがパターン化するように支援を行ってきた。しかし、登校に関しては、中学校入学後の環境の変化から一層難しくなり、入学時の面談で一度登校したきりになっていた。学年が上がり、担任や生活保護の担当者変更となったことを機に、1年後の進路検討時期を視野に入れた母子への支援体制強化を目的とし、関係機関との連携を強めていった。担任とはこまめに連絡を取り合い、一緒に家庭訪問を続けることで、担任と母子との関係づくりを丁寧に行った。また、公的機関に苦手意識があり諸手続きが滞りがちな母に対しては、生活保護担当者と連絡を取り合い、「必要な手続きの説明や促し」は生活保護担当者が、「母に同行して手続きのサポート」をSSWが行うなど、支援・役割を分担した。その結果、行政の手続きについての母の不安感が徐々に和らぎ、母親の気持ちたちが本児の登校支援に向くようになっていった。こうした中、対応の柔らかな担任に対して、母子ともに徐々に心を開いていき、母子が感じていた「学校にはあの先生がいるから安心していられる」と、登校へのハードルが低くなったことで、SSWとの散歩の一環で学校まで足を向けることができるようになった。その後数回、学校までの散歩を続けるうちに、本児は教室で担任と面談ができ、それをきっかけに月1回1時間程度、授業にも参加できるようになった。今後も引き続き、担任や生活保護担当者と連携し、本児の中学校卒業後の進路に向けた取り組みを支援していく予定である。

【事例3】⑧性的な被害 ⑨ヤングケアラーのための活用事例 該当なし

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

本市のSSWは不登校児童生徒対策に特化し、学校からの依頼派遣型で活用している。平成30年度末時点では、市内108校(小学校70校・中学校38校)の市立学校のうち、41校(一部学校には複数の担当ケースあり)にSSWを派遣し、継続的な支援を行っている。この派遣校数は平成22年のSSW活用事業開始当初に対して141%増にあたり、SSWの活用は市内小中学校に浸透してきている。継続支援ケースがない学校においても、不登校を切り口に学期毎の巡回相談を実施するなど、学校支援体制の強化を図っている。平成30年度は4名で、市内小中学校全校への訪問を実施した。平成26年度からはSSWが所属する登校支援チームを不登校特例校である高尾山学園内に移転し、不登校対策の拠点として機能強化した。これにより、市内全域の小中学校で不登校となっている児童生徒への支援と、個々の児童生徒の状況に応じて学園を活用することが有機的につながるようになった。SSWは学園に転入した後に不登校が再発した児童生徒についても状況把握と支援方針検討をおこない、福祉的な課題がある児童生徒を中心に、学園と連携した支援を行っている。また、児童精神科等に入院していた子どもが学校に復帰する際には、市内に3か所ある適応指導教室の活用や、学校への試験的登校を調整する等、SSWが病院の医療ソーシャルワーカーと連携することで、治療成果を損なうことなく登校が再開できる方法を、子どもたち個々の状態に合わせて検討・調整している。

（2）今後の課題

不登校以外には目立った問題が明らかになっておらず、保護者の問題意識もないために関係機関につながらず、児童生徒の状況が長期間把握できないケースが増えている。SSWによる全小中学校への学期に1回の巡回相談を実施する事で、学校支援のさらなる充実を図るとともに、高尾山学園における不登校対応のノウハウを発信し、各小中学校での登校支援の取組みにも活かし、「誰もが安心して過ごせる、不登校にならない学校づくり」につなげていく必要がある。

横須賀市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて、児童・生徒の問題行動等の予防や早期解決に向けた対応を図るため。

（2）配置・採用計画上の工夫

6つの小学校を拠点として配置する。要請により、それ以外の市立小中学校・特別支援学校・高校のケースにも対応する。派遣依頼があった学校のみならず、各スクールソーシャルワーカーが担当する学校を訪問し、支援が必要な児童生徒の早期発見とその対応を行っている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

＊市内に6名を配置（1名が予算上の2名分で勤務しており実質は5名）

＊社会福祉士または精神保健福祉士の資格は全員取得（採用の必須条件）。

その他、5名中、教員免許取得者3名、臨床心理士資格取得者1名

＊非常勤職員として、4名は年間35日、1名は年間70日、1日7時間45分勤務。

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

◆実施要綱

①趣旨 ②SSWの派遣 ③SSWの職務 ④経費負担 ⑤連絡協議会 ⑥その他

◆活用の手引き

①SSWとは ②SSWが活用される場面の例 ③SSWにできること

④教育委員会の役割 ⑤SSWが対応する前に学校で準備しておくこと ⑥SSWの対応例

＊年度当初に学校あて文書を通して周知。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・市所属SSW5名

（2）研修回数（頻度）

- ・年3回

（3）研修内容

- ・事例検討
- ・他機関との連携協議（サポートチーム会議の開催について）
- ・情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

- ・支援中の事例を扱っての事例検討会

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○スーパーバイザーの設置

- ・5名中1名のSSWがスーパーバイザーを兼務

○活用方法

- ・年2回、他4名のSSWの拠点校を訪問し、スーパーバイズを実施
- ・年3回の研修（情報交換会）での事例検討会におけるスーパーバイズ

（6）課題

- ・関係機関との顔の見える連携の強化
- ・1名のSSWがスーパーバイザーを兼ねており、そのスーパーバイザーが主で対応しているケースもあるため、スーパーバイズが後手になってしまう

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】④不登校 ⑦発達障害等に関する問題

発達に課題があると思われる小学生児童。小学校では級友も教員も配慮しながら関わり、本児も登校できていた。相談機関につなげようと周囲が勧めても保護者は動かなかった。

学校からの相談を受けたSSWは、中学校生活の困難さを推測し、なんとか保護者を相談機関につなげようと学校と確認した。第一段階として学校から保護者にSSWを紹介し面接を実施した。その後、卒業までは時々保護者にSSWより連絡を入れ、関係構築に努めた。

中学校に進学し、本児が学校への恐怖心から教室に入ることが困難となり、それと共に心配な課題も増した。改めてSSWから保護者へ連絡を取り、再度面談を実施した。そこで学校教員とともに相談機関への紹介をあらためて行い、うまく機関とつながり本児と保護者ともに相談が実現できた。

【事例2】①家庭環境の問題 ④不登校

小学生児童。学校で体調不良になったことをきっかけに「またそうになってしまうのではないか」という不安が高まり、体調が回復した後も登校できなくなる。家にこもりがちで外へ出られなくなり、母親に対して暴言が見られるようになる。

母親との二人暮らしで、本児が体調不良から登校できなくなるまでは母親も仕事をしていたが「学校に行けない子どもを一人にしておくことはできない」という理由で仕事を辞めてしまう。

学校は継続して家庭訪問を行っていたが、徐々に本児と会えない状態になり、コーディネーターからの依頼で、SSWと母親との面談を設定する。SSWは母親との面談を継続して行い、関係づくりを行った。また、本児や母の状況を医療機関と共有し、母が受診予約できるよう支援した。何回かのキャンセルを経て、受診することができた。医療と繋がったことで母親、本人ともに安心したようである。

学年が変わった現在も母親との面談は継続しているが、本児の登校に関しては未だ不安定であり、引き続きの支援が必要である。

【事例3】⑧性的な被害

中学生女子C。母子家庭。生活保護受給中。Cの妹が通う小学校から「家に成人男性が出入りし、深夜まで飲酒をしている」と教育委員会に相談があり、SSWが対応することとなった。

学校と教育委員会でケース会議を実施し、母のこれまでの子育ての様子を確認し、学校での支援方法を確認した。その後、養護教諭がCから相談を受け、家庭の様子を聞いた。その内容を受け、児童相談所に通告を行った。児童相談所は通告を受け、Cと面接を実施した。性的虐待については語られなかったものの、同様のリスク認識を持ったことから、要保護児童等対策地域協議会によるケース会議（以下「要対協」とする）を開催して、支援方針の確認を行うこととした。

要対協は、学校関係・教育委員会（指導主事/SSW）・児童相談所・生活保護担当課・母子保健担当課・主任児童委員で構成され、全参加者が性的虐待のリスクについての認識を共有するとともに、支援方針の確認及び具体的な役割分担を確認し、実施した。その後、祖母の協力や、母自身が自分の養育態度が不適切であることを認識したことにより、生活は改善した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 支援対象となる児童生徒の早期発見・早期対応、及びSSWの周知を目的として「児童生徒を取り巻く環境チェック」という調査を、市内全校で夏休み前に実施している。各SSWがそのチェックに当てはまる児童生徒の聞き取りを実施し、環境面での支援を必要とする児童生徒の早期発見、対応ができるようになった。また、この取り組みで、各学校とSSWとがより身近な関係になった。
- 必要に応じて関係機関を招いて会議を開催し、それぞれの立場で支援の役割を分担し、それを継続することで、児童生徒を取り巻く環境が整えられ、問題改善につながった事例もあった。
- SSWへのコンサルテーション、ケース会議への参加依頼が増えている。

【相談実績（回）】＊平成28年度より、SSW3名から6名に増員。

	支援児童生徒数	訪問件数	ケース会議開催数	機関連携件数
H26	104	164	67	166
H27	115	204	44	156
H28	447	386	58	246
H29	613	420	105	208
H30	763	406	91	213

＊訪問先 …学校、家庭、市教委、関係機関等

＊機関連携…児童家庭福祉関係 保健医療関係 警察関係等

（2）今後の課題

- SSWが介入すべきケースに着実に対応できるように、SSWの役割を更に学校に周知する。
- 環境調査の取組により、支援対象児童生徒数が増加しており、SSWの勤務時間の増加が必要である。
- 各SSWの資質向上が必要である。
- 関係機関へのあいさつ回りや諸会議への出席を通して、各関係機関とのより顔の見える連携が必要である。

富山市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うＳＳＷを配置し、教育相談体制を強化する。

（２）配置・採用計画上の工夫

単独校型（１校に年間を通じて派遣する）は、小学校１６校、中学校２校。拠点校型（拠点校を中心に近隣小中学校に適宜派遣）は、中学校１７校。派遣型は、市教委で４２０時間確保し、必要に応じて派遣した。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数（資格）：ＳＳＷ１０名（延べ人数：社会福祉士９名、精神保健福祉士３名、小学校教諭一種１名、特別支援学校教諭一種１名、小・中・高等学校一種〈家庭〉１名）
- 勤務形態（１校当たり）：７０時間（週２時間×３５週）…２４校、１０５時間（週３時間×３５週）…６校、１４０時間（週４時間×３５週）…４校、２１０時間（週６時間×３５週）…１、市教委４２０時間

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- 家庭と学校、関係機関をつなぐＳＳＷのネットワークを最大限活用して、児童生徒の良好な学校生活、家庭生活への接続を目指し、関係機関、学校と綿密に連携しながら活動する。
- 連絡協議会を定期的に行い、活動の振り返りとＳＳＷ間の情報交換により、より円滑な支援活動が行えるように工夫するとともに、月に１度の研修会を開き、スーパーバイザーの助言の下にＳＳＷとしての資質の向上を図る。
- 校長会等で支援体制の説明をするとともに、機会あるごとに各小・中学校に活動を紹介する。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- 市ＳＳＷ１０名
- ＳＳＷ配置小中学校の担当者３５名

（２）研修回数（頻度）

- 月例研修会を月に１回（市ＳＳＷ１０名、内アドバイザー役１名）
- 連絡協議会を年に２回（市ＳＳＷ１０名、小中学校担当者３５名）

（３）研修内容

- 月に１回程度、富山市ＳＳＷ研修会を開き、児童生徒や保護者と面談した際の事例や、ケース会議、講師等を招いた研修会の報告を行い、ＳＳＷとしての資質の向上を図った。また、年２回の連絡協議会では、現場に即した相談活動を目指し、来年度の活動計画案の検討を行った。

（４）特に効果のあった研修内容

- 年度当初の連絡協議会では、アドバイザーからＳＳＷの活動や活用方法、これまでの効果的な事例や今後の課題等を関係小・中学校の担当者に周知した。各学校の情報交換も含めて、担当者からは、的確なアドバイスと今後のＳＳＷの在り方について示唆に富む講話を聴くことができ、その後の活動の支えとなったという声が聞かれた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ＳＶの設置 無

（６）課題

- 現状として、支援の方法や支援の期間については、各々のＳＳＷの判断にゆだねている状態であるため、富山市としての支援の内容についての標準化を図ることが必要と考えている。そのためには、対応事例の検証をし合うなど、今後の対応に生かす事例検討会（研修会）の一層の充実が課題である。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】不登校のための活用事例（④不登校、⑦発達障害等に関する問題）

<支援対象> 中学３年生女子 発達障害の診断あり

<現状、背景>

対象生徒は小学生のころから不登校が続く。学校関係者との接触を避けたがる。ひとり親家庭であり、母親が働いているため本人への支援それに伴う手続きが難しく生活状況も厳しい様子である。

（学校）

担任は特別支援級において学習を勧めているが、本人は登校が困難。対象生徒への福祉サービス利用の援助が必要と考え家族にも協力を求めている。

（家庭）

母親は会社員であり、対象生徒が小学生のころ離婚し単身で養育をしてきた。

<ＳＳＷの支援>

教頭からの紹介を受け、学校にて母親と面談し、本人の状況と家族の思いをうかがった。教頭、学年主任、担任、養護教諭などと支援者によるケース会議を行い、現状の分析と役割分担を行った。ＳＳＷが障害福祉サービスの相談支援専門員と協議を行った。障害福祉サービスの利用を整理し適切な負担を検討し、長期的には本人の施設入所及び特別支援学校への転入を検討した。

<成果>

短期入所支援などの障害福祉サービスが適切に利用し、自己負担が軽減され、家族の生活が安定してきた。施設入所について障害児入所施設との協議を継続している。母親はＳＳＷとの面談を通じて本人へのかかわりが安定してきた。

【事例２】不登校のための活用事例（④不登校、②児童虐待）

<支援対象> 小学６年生男子

<現状、背景>

対象児童は小学５年生のころから休みがちになる。登校する時も遅刻が多く、連絡なく欠席することがある。母親と祖母と生活しているが家族間で関係がよくない。

（学校）

遅刻、欠席に家庭との連絡が滞ることが多い。家庭から対象児童に対して指導を求められるが、児童は家族との関係に困っている。

（家庭）

母親はパート勤務、祖母は在宅で生活している。互いに口論が絶えず、対象児童と家族との間で粗暴な言動・行動があった。家族の双方から警察への通報や児童相談所の相談が要請された。

<ＳＳＷの支援>

教頭からの紹介を受け、学校にて母親と面談し、本人の状況と家族の思いをうかがった。教頭、学年主任、担任等と支援者によるケース会議を行い、現状の分析と役割分担を行った。ＳＳＷが児童相談所と協議を行った。担任には児童の登校時の受入れについて助言を行った。児童宅への家庭訪問を実施し、対象児童及び祖母と面談を行った。

<成果>

家庭訪問を行うことによって児童はＳＳＷとの面談を望むようになり、学校にて面談するめに登校する日数が増えた。母親と祖母とも児童との関係や児童についての支援について相談していくことでかかわり方が変化してきた。家族間でのトラブルについては減少してきた。

【４】成果と今後の課題

（１） ＳＳＷ活用事業の成果

- ・ 不登校児童生徒や貧困等、問題を抱えた家庭の中で、教員のかかわりが困難な児童生徒・家庭に第三者的な存在であるＳＳＷがかかわることで、学校・関係機関との連携が円滑になるとともに、生活改善への手立てが明確になり、児童生徒の家庭生活の安定、延いては学校生活の向上につながった。
- ・ ＳＳＷの支援活動によって、児童生徒の生活改善や家族の自立が目に見えてくることで、福祉・医療関係機関と学校とをつなぐＳＳＷの役割に注目する教員が増えてきており、家庭の生活環境への働きかけについて、教員が明確な課題と目標をもって、問題に取り組むようになってきている。
- ・ ＳＳＷが学校等でのケース会議のコーディネートをしたり、支援をしたりすることで、学校が一連の対応の「目標」と「方法（役割分担）」と「スケジュール」を明確に設定することができるようになった。

（２） 今後の課題

- ・ ＳＳＷの活動が効果を上げる中、多くのＳＳＷは兼業であり、人材確保等への待遇の改善が急務である。そのためにも、どのようにＳＳＷの活動を評価するかが、重要な課題となっている。
- ・ 増加する若手教員をはじめ、多くの教員が問題を抱える家庭に対する接し方を学ぶため、ＳＳＷと教員との合同研修会を実施することができるよう配置時間の拡充が必要である。

金沢市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校や教育委員会からの要請に応じ、問題を抱える児童生徒やその家庭に関わりながら、必要に応じて児童相談所や警察、家庭裁判所等の関係機関との連携役を果たす。

（２）配置・採用計画上の工夫

本市には、福祉と教育との連携を図るための機関（金沢市教育プラザ／児童相談所も併設）があり、ここを拠点として各学校や家庭、関係機関等に出向けるよう職員を配置している。

また、課題がある多くのケース等については、複数のＳＳＷで学校との初回の情報交換に臨むなど、相互に連携を取りながら個々のケースに対応するようにしている。

（３）配置人数・資格・勤務形態

①配置人数：３人

②所有資格：教員免許状

③勤務形態：１人当たり 週20時間×48週（年間）

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例（金沢子ども条例）」に基づく具体的な行動計画（第四次）として平成３０年３月に策定した「金沢子どもを育む行動計画２０１８」に、以下のとおり記載し、パンフレットやホームページ等により、広報を行っている。

【記載内容】 ４．学校の行動指針／１ 小学校・中学校の行動指針／②豊かな心と社会性を育成します

◇教育相談体制を充実し、関係機関との連携を強化する

５．行政の行動計画／３ 学校教育等の充実／１ 豊かな人間性を育む教育の推進

◇引きこもり等の細やかな配慮が必要とされる不登校児童生徒への学校復帰支援機能の強化を図る

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

児童相談所職員や小・中学校生徒指導担当者を対象とした研修を受講している。

（２）研修回数（頻度）

年間12回程度

（３）研修内容

- ・ いじめ、不登校等、子どもの問題行動の状況や学校での取組状況について
- ・ 発達障害や児童福祉制度について

（４）特に効果のあった研修内容

小・中学校生徒指導担当者（連絡協議会）の研修を一緒に受講することにより、要支援児童生徒の状況把握や学校との連携を円滑に行うことができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置・・・なし

○活用方法・・・なし

（６）課題

学校教育、児童心理や福祉制度など幅広い知識やカウンセリング技術が求められる業務であるが、ＳＳＷに特化した研修を実施できていない。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】不登校解決のための活用事例（④不登校） ※中学３年男子

○状況 中学１年３月よりＳＳＷと関わる。当時は幼稚で明るくよく話すというイメージがあった。（母親と本人のみの家庭）物作り・絵・書道が得意。器用で、物作りキットも上級レベルでないと本人にとっては物足りない。細かい部分の作成においてもコツや技術を身につけている。スポーツも得意で、中でもテニスやスキーに自信を持っている。書道も賞を取り、小学生時には塾にも通い、ある程度学習もできると過信している。中学１年の夏休み明けに宿題を提出できなく、２学期から登校しなくなる。

○方針 本人との交流を通し、コミュニケーション能力を高め、部分登校等につなげる

- 概要 交流しながら、本人がどこで困っているのか等確認しながら登校の話をする。精神科の薬の服用もあり、慎重な言葉がけに留意する。
- 中学2年時の体験学習の日に向けて登校につなげようとする。本人は、他の生徒があまりいないのなら行けるかもしれないと挑戦する。当日、担任の迎えに一旦応じるが、体操服に着替えて玄関まで出てくるのが精一杯。
- 翌日も同様で進展なし。期間を置き、学校の前を母親の車で通ることができることを確認し、玄関登校を提案。一度同意するが、学習するところへ行くのに、玄関へ行き帰ることに疑問を抱く。
- 本人は、母親から伝える力がないと指摘されたのを気にしていたため、ゲームの話をしながら伝え方を身につけることに重きを置く。話に出てくる言葉の意味や漢字を確認し、学習にもつなげる。あえて細かく質問し、それに対しての返答にも挑戦させる。面倒だった説明もでき、自信につなげる。ゲーム機器も増え、ゲームがうまくいかず暴れることもあった。常々母親の大切さ、大変さ、お金の大切さ、仕事の大変さについては強調してきた。母親に暴力を振るうことはなかったものの、母親にとっては恐怖感は大きい。母親に本人とともに外出することを強く勧める。学校や相談機関への相談も勧める。特に、年末年始に児童相談所への相談、緊急時の警察への連絡について触れ、手遅れにならないよう固めておいた。その後、本人の学習や入試に対しての不安（今から応用問題までできない、間に合わない）を取り除き（基礎のみ理解できれば大丈夫）、ともに取り組む。定時制に合格し、高校で友達も作りたいと希望を抱く。母親に、つらいときに寄り添ってくれたことは一生忘れないと礼を述べられる。
- 【事例2】不登校解決のための活用事例（①貧困対策、④不登校） ※中学3年女子**
- 状況 小学生より欠席が多く、中学2年から完全不登校となる。ひとり親（母子）家庭。母親は精神的に不安定で通院しており、生活保護を受給。家事全般を本人が行い、生活リズムも不規則。前年度に一時保護所への入所経験もあった。県外への引越しを示唆したこともあり、不安定な家庭環境だった。
- 方針 学校（校長、担任、教育相談）と支援の目標と対応について検討。①本人との関わりを通し、卒業後の進路に向けてのサポート。②生活リズムの改善。③母親との面談を継続し、家庭状況を見守りながら必要に応じたサポートを連携しながら行う。
- 概要 SSWは、週に1回午前中の家庭訪問を開始。話し相手を求めている本人と、趣味等の雑談から関わりを持ち続けた。長所を伝え、生活の相談に乗りながら信頼関係を築く中で、次第に進路についても話すようになり、定時制高校への進学を志す。以降、苦手意識が強く避けていた学習にも意欲を見せ、学習支援を開始。積極的に学習に取り組む。並行して家庭訪問を続け、本人との関係が良好だった担任と連携。担任の入試に向けた学習支援や面接指導を受け、卒業式にも出席する。徐々に生活リズムも改善し、学力の向上に伴い受験や高校生活への自信につながっていった。
- 入試前日には学校と連携し、持ち物や交通手段の確認等をサポートした。
- 学校と密に情報交換を行い、連携することで、タイミング良く本人に合わせたきめ細やかな支援を行うことができた。
- 家庭環境においては、母親が金沢市のケースワーカーとの面談を継続する中で、ひとり親家庭等日常生活支援事業のホームヘルパーの支援を受け、生活が安定。本人の家事の負担が減少した。SSWは、母親の面談も継続し、生活の様子を確認。生活の安定を見守った。
- 家族は、児童相談所の定期的な訪問にも応じ、面談を継続していた。
- 不登校の心配がある小学生の妹が、在宅時には声かけし、見守りサポートを継続。安定した登校につながった。
- 本人の進学の意志を受け、学校、金沢市、SSWが連携した支援を行った結果、希望の定時制高校に合格。入学時の支援も受け、高校に進学することができた。
- 【事例3】該当なし**

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

学校と児童生徒が関わりを持てない状態であったものが、SSWが関わりを持ったことで、登校（相談室、別室等を含む）の機会につながり、学校やその他の人との関わりも持てるようになった等、成果があった事例件数は、43件中27件あった。（参考：平成28年度 46件中24件、平成29年度 32件中13件）

（2）今後の課題

児童生徒が抱える問題（背景にある家庭環境）は多様化、深刻化しており、幅広い知識（非行、貧困、虐待、発達障害など）

や対応力が必要となることや、小・中学校の連携をベースに各学校が組織的に対応できるように関係機関（児童相談所、福祉、

医療、警察、地域など）との連携（チーム体制）のさらなる強化を図っていく必要があるが、連携する機関が増えるほどSSW

の負担が増加してきている。

特に、貧困対策としては、市庁舎内に設置されている「児童家庭相談室（福祉部局）」と連携し、一部対応を依頼するなど負

担を軽減するとともに、より一層の効果的な支援体制の構築を工夫する必要がある。

長野市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校児童生徒や課題を抱える児童生徒について、スクリーニング会議に出席し不登校の未然防止を目的とした学校訪問を行い助言・指導を行うとともに、必要に応じて関係機関との情報共有や連携を促すこと。

（２）配置・採用計画上の工夫

平成 30 年度は県と市で業務内容の仕分けを行ったため、個別の支援は県ＳＳＷが行い、市ＳＳＷは学校における支援会議・スクリーニング会議において助言・指導などを行う体制となっていた。

なお、市立高等学校については市ＳＳＷが個別の支援を行った。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 2 人
- ・資格 社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許、その他社会福祉に関する資格（介護福祉士）
- ・勤務形態 派遣型 1 回あたり原則 5 時間を上限とする。

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

活動方針等に関する指針は策定していないが、ＳＳＷを含め相談機関をまとめた「学校と家庭を支える相談支援体制図」を作成し、校長会、教頭会、教育関係者対象の研修会で周知した。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカーを含む教育相談関係者

（２）研修回数（頻度）

- ・長野市教育相談関係者合同研修会（年 3 回）
- ・登校支援コーディネーター研修会（年 4 回）

（３）研修内容

- ・不登校支援や特別支援の関係者が集まり、学校単位で取り組んでいる相談ケースの事例検討
- ・関係機関等業務内容研修

（４）特に効果のあった研修内容

- ・各学校の登校支援コーディネーターがグループに分かれて事例を発表し情報共有を行ったほか、諸問題についてＳＳＷが助言を行うことで、有効な研修となった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

ＳＶ設置なし

（６）課題

- ・県配置のＳＳＷと情報交換など連携を図ることが重要である。
- ・スーパーバイザーによる定期的な研修も、ＳＳＷの資質向上のためには必要不可欠であるが、適当な人材の確保が困難である。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】登校支援に向けた活用事例（④不登校、⑦その他）

学校が主催するスクリーニング会議では、各教員が気になる児童生徒を事前に洗い出し、対応や対策を考えることで、不登校の未然防止に向けた取り組みを行った。その中で、ＳＳＷは助言・指導をするほか、関係機関との情報共有やつなぎの役割をすることで、支援体制の充実が図られた。

【事例２】登校支援のための活用事例（⑤暴力行為、⑦その他）

○児童生徒・家庭の状況

- ・対象児童生徒：男子生徒
- ・家庭：ひとり親家庭（母親）
- ・幼少期より、母親からの暴力を受け育ったが、中学から逆に母親に暴力をふるうようになった。高校に上がると暴力がエスカレートしたため、ＳＳＷが関わることとなった。

○支援内容

- ・ＳＳＷを含めた学校と母親との懇談を繰り返し実施した。高校生の受入れ先について課題があったが、母親との距離を置くこと等の措置を取った。

○改善結果

- ・距離を保つことで暴力の減少に努めた。
- ・男子生徒は進学（専門学校）することが出来た。

【事例３】活用事例（⑧性的な被害、⑨ヤングケアラー）

該当事例なし

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・不登校の未然防止（全児童生徒対象）を目的に、スクールソーシャルワーカーを加えたスクリーニング会議の開催について校長会、教頭会、登校支援コーディネーター研修会で周知したことで、実施校数及び会議回数が昨年度より増加した（H29年度：１校４回 → H30年度：４校２６回）
- ・高校生２人を対象とし、支援会議等を年間７回実施したことで、状況を好転させることができた。

（２）今後の課題

- ・不登校の未然防止を目的としたスクリーニング会議について、既に行っている学校での事例や効果を波及させ、実施校数の更なる増加に向けた取り組みを行う必要がある。特に、現在は中学校での実施が中心であるため、今後はスクリーニング会議を実施する小学校数を増加させていくことが課題である。
- ・家庭に課題を抱える児童生徒の課題の要因が複雑化しているため、福祉・医療などの様々な関係機関との連携について、今後も継続して行っていくことが重要である。
- ・ＳＳＷの人材確保が難しいため、人材の育成についても取り組む必要がある。

岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、支援を行う必要がある。そこで、ＳＳＷを岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”（以下、センター）内に３名配置。事案に応じて、学校への訪問や関係機関との連携、家庭訪問、ケース会議の企画等を行うことで、問題に対応し、学びや育ちのセーフティネットとしての機能を果たすと共に、各学校の相談・支援体制を整備する。

（２）配置・採用計画上の工夫

センターは、子ども・若者に関するあらゆる悩みや不安にワンストップで総合的に対応する機関であるとの周知が進み、本人、保護者、学校、地域、病院、警察等関係機関から、様々な相談が集まってくる。

一方で、センター内の各係が関係機関の情報を集約しており、課題解決への手立てが豊富に準備されている。したがって、ＳＳＷをセンター内に配置し、寄せられた相談に対し、地域資源をコーディネートすることで、センター内の各係や関係機関がＳＳＷの手足のごとく実働部分を担う形が生まれるため、非常に多くのケースに対応することができ、市内すべての学校を支援できる体制が可能となっている。

（３）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：３人 資格：教員免許（小学校、中学校、高校）

勤務形態：嘱託職員（週５日、２８時間４５分勤務）

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

ＳＳＷ活用事業のねらい、職務内容、情報共有の在り方等を記載。センター全体の活用について周知を図る目的でリーフレットや活用ナビブック、要覧等を作成し、各学校等に配付。さらに、校長会、教頭会、生徒指導主事会、教育相談主任会等に出向き、活用について説明、依頼した。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・ＳＳＷ及びセンター内の各相談員

（２）研修回数（頻度）

- ・年間１７回

（３）研修内容

- ・自殺予防、幼保小の接続、若者の居場所づくり、防犯の視点、子どもを支える体制
- ・不登校に関する研修、生活困窮支援とＳＳＷの関わりについての研修 など

（４）特に効果のあった研修内容

- ・岐阜大学医学教育開発研究センター 川上ちひろ医学博士
「障がいのある子どもへの性と関係性の教育」

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ＳＶの設置 ・センターの専門アドバイザーである児童精神科医、小児科医、弁護士、臨床心理士等
- 活用方法 から、必要に応じ助言をもらっている。

（６）課題

- ・３名のＳＳＷで市内すべての学校を担当するため、家庭訪問等の直接支援以上に、ケースワークや関係機関のコーディネート等が求められる。したがって、情報収集やその更新、スキルアップのための研修が、ＳＳＷだけでなく、ＳＳＷの手足となって動くセンターの職員全員に必須となる。（特に新しい職員の専門性の向上や引き継ぎ等）

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困問題に対する支援を関係機関と連携して探りながら、不登校の解消を目指すための活用事例

(① 貧困対策、④ 不登校、⑦ その他)

特別支援学校高等部在籍の生徒が、母親の就労問題、養育力の弱さなどを背景に、不登校になっているため、学校、児童相談所、生活福祉課、障がい福祉課、当センターでケース会を行った。このケース会での話し合いを受け、SSWが生活福祉課の担当職員と共に家庭訪問し、本児と母親と面談した。母親からは「仕事先を探している」、本児からは「登校していないので、進級に不安がある」との声を聞いた。

本児の登校を促すには、通学用の定期の購入が欠かせない。そのため、購入費援助の仕組みを生活福祉課の担当者に確認し、母親に説明した。その結果、母親が定期券購入に動き、SSWが購入費の援助について生活福祉課との橋渡しをして、全額が支給された。それ以後、母親は継続して自分で定期券を購入し、本児に渡している。

母親に関しては、女性の相談員が相談しやすいと考え、SSWがセンター内の女性の家庭相談員と共に家庭訪問を繰り返し行った。また、特別支援学校の地域センター長や支援コーディネーターと話し合いをもち、本児の思いや家庭の状況を共有し、共通歩調で本児や家庭の支援にあたることを確認した。

学級担任が本児の気持ちを汲みとり、働きかけをすることで、本児の登校日数は次第に増えていった。登校日数が増えることで、進級への自信が生まれた。また、母親は就労に向けて動き出し「男性は苦手なので、女性の相談員に来てもらい安心して相談できるようになってよかった」と話した。

【事例2】児童虐待を防ぎ、子どもの養育環境を整えるための活用事例 (① 貧困対策、② 児童虐待)

両親とも療育手帳を所持している家庭で、特別支援学級に在籍する小学校2年生の長女、療育手帳を所持している4歳の長男と2歳の次男の5人家族の養育状況が心配であると学校から連絡が入った。SSWがセンター内でこの家庭への関わりを調べたところ、センター内の乳幼児相談係が母親の相談にのっており、児童発達支援事業所に繋いでいることが分かった。この家庭に関わっている機関に集ってもらい情報を交流すると、子どもへの関わり方や金銭管理が不適切な状況が分かり、支援が必要であるため、子どもの一時的保護も視野に入れて、この家庭に関わることとなった。

子どもへの不適切な養育については、児童相談所への情報提供と両親への指導を依頼し、一時的保護から施設入所への方で、両親を説得した。また、金銭管理では、市の社会福祉協議会に金銭管理をしてもらうよう両親に話をし、了解を得た。その後、子どもたちは施設入所になり、適切な指導の中で、少しずつ成長している。また、両親も金銭管理をしてもらいながら、少しずつ安定した生活が送れるようになってきた。

【事例3】性的虐待からの立ち直り支援のための事例 (⑧ 性的な被害)

外国人の母親と日本人の父親の中学2年生の女子生徒。父母は離婚し、本児は母親と生活している。別れた父親は、関東地方に住んでいるが、離婚後も一年に一回は娘と面会するのが恒例となっていた。ところが、本児が書いた人権作文に、面会時に父親からの性的な虐待をうかがわせる内容があったため、学校が状況を把握することになった。

その後、学校からの報告を受けた教育委員会からの依頼で、SSWが関わり、関係機関との対応を調整した。児童相談所と市の家庭児童相談員が本児と面談し、事実の確認を行った。このケースは、警察にも情報提供し、事件化を検討したが、母子が事件化を拒否したため実現はしなかった。その後母子は、専門機関で継続的な支援を行っており、本児は不安定な時期もあったが、現在は落ち着いて高校進学のための努力を続けている。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

当センターは、福祉と教育の垣根を越えた相談・支援機関である。ＳＳＷがその橋渡しの役割を担い、それぞれの専門性を活かせる関係機関をコーディネートすることで、連携の重要性・利便性が浸透してきた。

	対応学校数	対応児童生徒数	訪問回数	ケース会議開催数
H26年度	小 41 中 20 高 2 特 1	小 64 中 38 高 2 特 5	92	81
H27年度	小 41 中 22 高 3 特 4	小 97 中 45 高 3 特 9	147	91
H28年度	小 46 中 22 高 7 特 3	小 113 中 82 高 8 特 10	170	151
H29年度	小 43 中 24 高 8 特 7	小 95 中 67 高 8 特 12	240	138
H30年度	小 42 中 20 高 5 特 4	小 156 中 72 高 6 特 10	320	192

（２）今後の課題

ＳＳＷについての周知が進み、学校等から困難ケースの依頼が増加し、これまで以上に高い専門性を求められる。また、連携機関も増加し、常に最新の情報を取得する必要がある、ＳＳＷやセンター内職員の研修体制を構築すると共に、その人材育成のための研修期間を確保できる財政的な保証が必要になる。

豊橋市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

本市における重点課題である不登校対策の中で、家庭の問題や外国人児童生徒への指導については、学校だけではなかなか対応が難しい。関係機関、関係者と連携して対応できるように、学校のニーズに応じた専門機関への接続や情報交換の場の設定、ケース会議の開催など、充実した相談システムを構築し、問題の未然防止、早期発見、早期解決を図る。

（２）配置・採用計画上の工夫

豊橋市役所と豊橋市教育会館の２か所にスクールソーシャルワーカーを配置し、外国人相談員や一般教育相談員と連携し、早期に課題解決に至るようにしている。

（３）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：４名（外国人児童生徒教育支援コーディネーター、スクールソーシャルワーカー）

資 格：外国人児童生徒教育支援コーディネーター …資格なし（ブラジルの教員免許あり）１名

スクールソーシャルワーカー …社会福祉士２名、資格なし１名

勤務形態：嘱託員とし、１週あたり３１時間の勤務

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

活動方針等を校長会議や担当者会で周知を行っている。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールソーシャルワーカー４名、スクールソーシャルワーカー担当指導主事２名

（２）研修回数（頻度）

- ・本市生涯学習課主催の研修会・協議会（年５～６回）
- ・本市学校教育課主催の研修会・学習会（年４～５回）
- ・スクールソーシャルワーカー連絡協議会（年２回）
- ・県主催による、こども・若者支援ネットワーク研修（年１回）

（３）研修内容

- ・不登校、ひきこもり、発達障害、生徒指導についての講演会、事例検討会
- ・各関係機関の理論研修や実践発表

（４）特に効果のあった研修内容

- ・大学教授、福祉の専門家、臨床心理士を交えた理論研修や困難事例等の検討会を通して、学校支援の具体的方法を学ぶことができた。
- ・虐待問題や人権教育に関する研修会に参加して、里親制度や地域の取り組みを知り、児童生徒・保護者への支援にいかすことができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 年７回（１回４時間）

○活用方法 各ケースにおける見立てについて、ＳＳＷ自身の悩みについて助言を受ける。

（６）課題

ＳＳＷが年齢的に若いこともあり、児童生徒や保護者との相談の際に本音を引き出す会話スキルを身に着けることが必要である。また、児童相談所や市関係機関との連携についても、ネットワークを広げつつ連絡を密に取り合うことが必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭生活支援のための活用事例（①家庭環境の問題、福祉機関との連携）

小学生中学年の女子。母は精神的に不安定で、人生を悲観的に考えて、人前であっても突発的に危険な行動をとることがある。そのため、地域の要保護児童対策協議会でも取り上げられており、市関係機関の職員の訪問、指導を受けている。部屋はごみであふれている状態。保護者が朝、起きることができないため、本人も朝が遅くなり、遅刻が多いが、登校はしている。

<SSWの支援>

本人との関係づくりのために、SSWが学校の休み時間に一緒に過ごすようにしている。また、本人との面談も実施し、家での様子や気持ちを聞き取っている。虐待の可能性もあるため、担任や養護教諭と連携し、外傷がないかを定期的に確認している。外傷があれば、児童相談所や市関係機関にすぐに報告することになっている。また、その他の面でも、担任と情報共有を行い、市関係機関に随時伝えている。支援継続中。

【事例2】本人・保護者と学校との関係構築のための活用事例（④不登校）

母子家庭の女子中学生。夏休み明けから登校をしぶり、不登校の状態になった。学校での友だちは少なく、勉強も得意でないこともあり、本人は学校に行く意味を見いだせない。夏休み中に髪を染めて学校から指導を受けたことも、登校をしぶる理由の一つとなっていた。登校しぶりから引きこもりの状態となった。

<SSWの支援>

本人にとって負担にならないペースを考えて、教員とともに家庭訪問を継続して行った。一緒に行く教員は、本人と話せる関係のできている担任、学年主任。訪問の際には、信頼関係を築くことを一番の目的とし、本人の興味のある話をするなどして、「学校に来る」という内容にならないように心がけた。本人、保護者にとっては、学校の先生のみでの家庭訪問よりも、SSWと一緒に家庭訪問するほうが、緊張感がほぐれて話しやすくなるようであった。また、母との面談も実施し、母の気持ちや母から見た本人の様子を聞き取っている。支援継続中。

【事例3】「⑧性的な被害」、「⑨ヤングケアラー」については、該当事例はありません。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成30年度は、SSW（外国人児童生徒教育支援コーディネーターを除く）を3名に増員して各学校での支援にあたっている。対応した児童生徒数は131人で、1名で活動していた前年度の49人と比較すると、約2.7倍に増えている。また、平成30年度の効果指数（解決数＋好転数／継続支援数）は、44.8%で、前年度の28.5%から大きく伸びている。

（2）今後の課題

SSWの勤務時間が限られていることもあり、学校職員との予定が合わせられず、関わることのできないケースも出ている。また、複数のケースに同時に関わるため、一つ一つのケースに十分に時間をかけて関わるのが難しい場合も多い。

SSWの学校での認知度がまだ高いとはいえず、場合によっては活動が制限されてしまうこともあり、SSWの役割の周知と、現場での支援について、関係者で話し合いを十分に行っていくことが必要である。

また、社会福祉士等の資格をもっている人材に、長く勤務してもらうためには、雇用条件面での整備も必要である。地元地域に有資格者やSSW経験者が少ないため、雇用するとなると、どうしても遠方からの勤務となる人が多くなる。優秀な人材に長期的に勤務してもらうためにも、雇用や勤務の条件を整えていくことは大変重要である。

岡崎市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

子供の家庭環境等による問題に対処するため、学校と連携して関係機関との連携を図ったり、対象に直接働きかけたりして、課題の解決を図る。

業務の内容 ①教育相談活動の実施 ②学校への指導・助言 ③関係機関との連携、調整

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・岡崎市の「児童生徒健全育成推進業務」として配置している。
- ・福祉の専門家として社会福祉士を配置するとともに、学校現場の事情に精通した教員OBも配置している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・教員OB（教員免許状）：4名 ・社会福祉士：4名（SV1名を含む） 合計8名
- ・勤務形態：週12時間 年間48週（SV 年14回 1回6時間）
- ・勤務地：岡崎市教育相談センター（派遣型）

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

岡崎市は、小中学校合わせて67校があり、SSWは学校への配置方法は派遣型である。教育相談センターに籍を置き、各学校からの要請によって対応しており、30年度よりこれまでの4名から8名配置となり、対応件数も多くなった。その多くが不登校の児童生徒に対する支援であった。

不登校の背景は様々で、家庭の複雑な状況、発達障害などの原因もあり、担任や学校関係者では指導・支援が行き届かない状況の中で、SSWが現場に出向き、関係機関と繋ぐことで、社会資源やサービスを提供する取組を行った。今後も要請は増えていくことが予想されている。各学校の要請に十分対応していけるよう、配置の拡大を目指していく予定である。

また、SSWを周知する方法として、校長会等を通じて、事例や成果の報告をしている。また、教員の夏季研修会等でSSWの活動の実際を伝え、現場への周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・経験の少ないSSW ・教員OBのSSW

（2）研修回数（頻度）

- ・月2回程度（月に1回は、SVと共にケース会議を行っている）

（3）研修内容

- ・経験の少ないSSWには、経験豊かな社会福祉士が、具体的な事例を通じた研修を行っている。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・月1回の情報交換会で教員のOBと社会福祉士がそれぞれの立場で意見交換を行い、研修している。教員OBのSSWには、福祉分野に関する情報や経験に精通している社会福祉士の情報が効果的で、社会福祉士のSSWには、学校現場の状況や考え方が共有され、お互いの研修の機会となっている。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 設置あり

○活用方法 月1回程度のケース会議参加 対応困難な事例への複数対応

（6）課題

各学校におけるSSWの認知度が高まっており、派遣要請が多くなってきた。学校からの要請にはできるだけ応えたいため、要請のあった事案をすべて受け付けると、1つの事案にかかる時間が短くなってしまう。支援のインターバルが開きすぎてしまうという課題が残った。SSWの増員が必要となってくる。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】家庭への支援のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待（育児放棄）、④不登校）

本人は小学３年生、特別支援学級に在籍。２年生の７月からほとんど登校していない。５歳、４歳、０歳の弟妹がおり要保護児童である。父親は８月で仕事を退職し、その後は有給の消化に入る。父親は仕事を転々としているため所得は安定していない。また、住宅の賃貸料も未納になることがあり、住居も転々としている。本人の支援も必要だが、安定した収入や住居の確保、他の弟妹の保育園等の就園等を進めた。住宅確保給付金の申請や他の弟妹の発達検査を市内の専門機関で受けるまで至った。本人への支援は、具体的に進んでいないが、家庭が安定し、他の弟妹が同じような環境とならないように支援を進めている。また、県外にある両親の実家は安定しているため、生活環境を変えるために両親との同居も視野に入れながら支援している。

【事例２】家庭への支援、発達障害児の落ち着いた学校生活のための活用事例（①家庭環境、⑦発達障害）

本人は通常学級に在籍の小学生。注意欠如・多動性障害の診断があり、診断書は学校に提出済み。心療内科で定期的に受診。普段は穏やかだが他害行為に発展する場合がある。両親はトラブルに対して「診断書のとおりに対応してほしい」と主張し、学校も対応に苦慮していた。また、休日に公園等で地域住民から遊び方を注意され攻撃的な態度を取ったことで地域からも学校へ連絡が入り、他の児童の安全は大丈夫なのかという内容にまで発展した。合理的配慮を求める家庭への対応、対応が十分でない学校への家庭の不信感、地域の中での家庭の孤立感などが問題視されＳＳＷの要請があった。

当初、家庭訪問し父母と面談を行った。また、祖父母との面談を行うことで、父母の生育等も探った。面談で父親も発達障害の傾向があることがわかり、一方的な主張は、こうした背景も原因であることが予想された。医療機関へ同行することで、医療機関と学校との連携を図り多面的に児童を見取り、支えていけるようにした。地域への理解は、地域総代や民生委員との連絡を取り、対象児童の理解を促した。ＳＳＷの直接的な支援や関係機関へのつながりがうまくいき、児童への対応が変化し他害行為が減り始めてきている。学校の取り組みをＳＳＷから伝えることで、保護者の不信感も和らぎはじめ、学校と保護者が直接向き合えるようになってきた。

【事例３】

本市においては、対応事例がない。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

■平成３０年度支援方法（のべ回数） *（ ）内は平成２９年度

面 談	電話相談	学校訪問	家庭訪問	関係機関訪問	研 修	ケース会議	班会議	ＳＶ	合 計
２２２ (１４６)	２０３９ (８０８)	３３５ (２４１)	５２ (２４６)	１４８ (５７)	６５ (９)	４７ (２８)	７０	６	３４５６ (１５３５)

平成２９年度と比較すると、配置数を倍にしたことで対応回数も増えた。特に専門的な知見を活かし、ケース会議や班会議への参加も増えた。このことで、学校が主体となり問題の解決に向かうケースが増えた。

社会福祉士の専門的な知識や経験と教育分野に詳しい学校関係者で構成される本市のＳＳＷの人材構成は、事案の内容に応じてバランスよく対応することができ、要請した学校からは、「ケース会議により、自分たちのやるべきことが明確になっている」などの声があがっている。

（２）今後の課題

- ①スーパービジョンを活用した人材育成。
- ②個人情報管理の面からも検討が必要だが、様々な関係機関との情報共有できるシステムの構築を進める。
- ③不登校や貧困、いじめ等、ＳＳＷが取り組むべきテーマ（方針）を作成し、取り組むことで周知しやすい。
- ④今後は勤務形態として常勤での採用を目指していくことで、学校にＳＳＷが配置でき、問題をとらえやすくなるであろう。
- ⑤発達障害が二次障害を起こすケースもあり、臨床心理士との連携がさらに必要となる。
- ⑥報酬の妥当性を鑑みた人材確保。

豊田市教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成30年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ 不登校やいじめ等様々な問題を抱えた児童・生徒に対する支援を行う。
- ・ 学校だけでは対応しきれない複雑な問題を抱えた事例に対する支援を行う。
- ・ 多職種が勤務する豊田市青少年相談センター業務の調整

（2）配置・計画上の工夫

- ・ 豊田市教育委員会の相談機関である豊田市青少年相談センターに、4人常勤している。中学校校区ごとに担当を決め、担当校と継続的に関わることで、学校・地域に応じた支援をしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 豊田市青少年相談センターに、非常勤特別職として社会福祉士4人を配置している。
- ・ 4人のうち、2人が精神保健福祉士、2人が教員免許状の資格を所有している。
- ・ 1日7時間 週5日勤務

（4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

＜方針＞

- ・ いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援することを目的とする。

＜周知方法＞

- ・ 学校等教育関係機関に青少年相談センター利用の手引を配布する。
- ・ 学校訪問時に説明する。
- ・ 教育相談主任研修会、特別支援教育コーディネーター研修会で役割の説明、あいさつをする。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー（以下SSWr）

（2）研修回数（頻度）

豊田市青少年相談センター内での相談部の研修（月1回程度）

外部講師を招いての研修（年5回）

（3）研修内容

- ・ 青少年相談センター内にいる少年非行相談員をファシリテーターとして、毎月事例検討会を実施
- ・ 外部講師を招いての事例検討会及び学習会

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 外部講師を招いての事例検討会（問題への関わり方や動き方、相談者へのアセスメント等）

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○設置している。

○活用方法

- ・ 少年非行相談員（臨床心理士）が、SSWrの担当する事例に対して指導・助言をしている。

（6）課題

- ・ 豊田市は小学校75校、中学校28校、小中合わせて103校あり、SSWrが4人いる。すべての学校でSSWrの役割の認知を高めていくため、SSWrの活用について、豊田市としてのビジョンを確立する必要性を感じている。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】不登校に対する活用事例（①貧困対策、④不登校、⑦心身の健康）

概要： 中学生、不登校。母子家庭、母と本人・弟妹の４人家族。生活保護。母は外国籍で母子間でも言語的疎通が図れず関係が悪い。学校でもクラスになじめず疎外感を感じており長期欠席が続いている。夜眠れないなどメンタル面も落ちていた。

支援： 本人と面接後、生活福祉課など市の担当課に参加してもらい学校でケース会議を行い、本人・家庭の課題を整理し支援方針を話し合った。会議後、受診勧奨により医療につながった。また、経済的問題などから将来像のもてなかった本人に生活福祉課の就学相談員から情報提供を含め自立相談を継続的に行ってもらっている。学校でも居場所作りや気持ちの受け止めに丁寧に行ってもらったことで関係改善した。また、母の困り感に対しても生活福祉課が中心となり継続支援を行ってもらっている。

【事例２】関係機関との協働で、家庭支援、不登校対応を行った活用事例

（②児童虐待、④不登校、⑦発達障がい）

概要： 男児受診の医療機関が、「４人の子どもたちと死んでしまいたいと思ったことがある」との母からの話を聞き、母の精神面が心配と子ども家庭課に連絡が入る。学校からも男児が不登校傾向であり、母とも連絡が取りづらいとＳＳＷｒに相談があった。

支援： 学校、子ども家庭課、ＳＳＷｒで情報共有し、今後の支援策を話し合った。子ども家庭課、障がい福祉課、ＳＳＷｒで家庭訪問し、母と本人の困り感を聞いた。本人の特性（発達障がい、学習障がい）から学校に登校できていないこと、母自身に対人関係の苦手さがあり、学校への送迎が難しいこと、弟達の健診未受診、兄弟げんかに疲弊して暴言を吐いてしまっていることを聞き、課題の多い家庭と理解した。育児、未受診については子ども家庭課、母の精神面のサポートについては障がい福祉課、不登校支援や送迎支援、学校と母の関係作りにはＳＳＷｒが介入にした。ＳＳＷｒが窓口となり学校と関係機関とが連携、協働して支援を行った結果、母が精神的に少し安定したことで、本人も登校ができるようになってきている。

※「性的な被害」についての活用事例についてはありません。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

＜支援実績＞

- ・研修、講演活動 １６回
- ・訪問活動 ３８１回（学校訪問３３６回 家庭訪問４５回）
- ・ケース会議 １７８回（教職員 １２５回 関係機関５３回）
- ・継続支援件数１５４件中 問題が解決１１８件（７６．６％）、好転８１件（５２．６％）

（２）今後の課題

- ①豊田市では、ＳＳＷｒ５人の定員に対して、現在３人で活動している。社会福祉士の資格を有する方は、多くの職場で必要とされているため、人材の確保が大変難しい状況になっている。
- ②学校では、子どもだけでなく、家庭にも多くの問題を抱えている困難なケースが多くなってきており、ＳＳＷｒの高い専門性、力量がより求められている。豊田市には２８中学校区（小中学校合わせて１０３校、特別支援学校を合わせると１０４校）あるため、現在のＳＳＷｒ（３人）だけでの対応は難しい状況になっている。今後、多くの優秀な人材の確保、ＳＳＷｒの力量向上のための取組が急務である。
- ③豊田市では、ＳＳＷｒは青少年相談センターからの派遣型として活動している。そのため、学校間にＳＳＷｒ活用の差がある。認知度の差に一つの要因があるため、ＳＳＷｒがどんな役割をもち、どのような学校支援ができるのかをさらに認知してもらう必要がある。

豊中市教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成３０年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為その他の学校生活上の諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善を図るため、教育分野と社会福祉等の専門的な知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーを学校に派遣する。

（２）配置・採用計画上の工夫

- ・ 小学校 21 校（府配置校含）に、原則として 2 週間に 1 回、1 日 6 時間以内、年間 18 回以内とした。
- ・ 配置校以外の小中学校については、従来通り、派遣の要請に対して日程調整を行い、スクールソーシャルワーカーの年間活動時間数の範囲内で派遣を行った。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数：11 名のスクールソーシャルワーカーと 1 名のスクールソーシャルワーカースーパーバイザー。
- ・ 資格：社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士のいずれかの資格を所有している。
- ・ 勤務形態：活動時数は配置に 2764 時間、事案に対する派遣が 101 時間、スーパーバイザー年間 9 回。

（４）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・ 『スクールソーシャルワーカーの活用について』等を作成し、活用のねらいや職務内容などを連絡会にて、スクールソーシャルワーカーや配置校に周知している。また、派遣要項を校長会議で配布するなど、周知に努めている。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・ スクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー
- ・ 定期的派遣（配置型）校の管理職・担当者（年間 3 回）

（２）研修回数（頻度）

- ・ 月に 1 回（年間 12 回のスクールソーシャルワーカー連絡会を開催）

（３）研修内容

- ・ 事業についての市の方針、目的等の共有 ・ 事例検討会 ・ 定期的派遣校での実践交流、事例検討
- ・ 教職員対象の不登校対応研修に参加 ・ 関係機関マップ作成
- ・ 児童福祉部局、コミュニティソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの情報交流会

（４）特に効果のあった研修内容

- ・ 事例検討会…実際の事案をスクールソーシャルワーカーが出し合い、よりよい支援方法を検討するとともに、スーパーバイザーが指導と助言を行っている。
- ・ 交流会…コミュニティソーシャルワーカー等福祉部局と円滑な連携を図るため、情報交流を行った。
…スクールカウンセラーとの連携を深めるために、共に関わった事例紹介や情報交流を行った。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 有

○活用方法

- ・ 実践、事例検討における指導と助言 ・ ケース会議参観における助言 ・ 困難事案に対する助言、対応

（６）課題

- ・ 市長部局、他機関連携などの方法の研修と交流、ならびに事例検討等を通じてスクールソーシャルワーカーの質を一定以上保つための研修内容を考えていくこと。
- ・ 教職員がスクールソーシャルワーカー活用についての知識やスキルを身につけていくこと。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】落ち着きのない児童のための活用事例（⑤暴力行為、⑦その他）

ある1人の児童を興奮させたり、叩いたり追いかけたりするなどの暴力行為を何度も繰り返していた。進級してからも、衝動的に周りの子にも手を出して傷つけることが多くなった。行為のたびに何度注意してもやめなかった。

S S Wの授業中の観察、担任との情報交換の実施に加え、「いじめ不登校委員会」に出席しクラスチャートを作成し、子どもの力を引き出すための方法を共有するなど対応策の検討をした。母親も「言っていることを理解していない」「注意しても同じことをくりかえす」ことから、教育センターS Cのカウンセリングを受けることになった。S S Wの個別観察も継続する中で、特性も見えるようになり、接し方について助言し、学年団で共有し実践していく中で、落ち着きがみられるようになった。

【事例2】家庭環境調整のための活用事例（①貧困対策、④不登校）

以前から不登校傾向であり、1学期は休むこともあったが、朝に友だちが迎えに来てくれ登校できる日もあった。2学期以降は迎えに行っても寝ていることが多く登校回数が減り、2学期後半以降登校できなくなった。ゲームが好きで長時間していることが多く、夜中にすることも多くあり、昼夜逆転の生活を送っていた。母親は体調を崩すこともあり、生活が不安定なため、ゲームに関する母親の抑止力も弱く生活の改善が見込みにくかった。

支援の方法を検討するため、S S Wが授業観察や生活の様子を見て、管理職・担任と情報交換をこまめに行った。また、教員と一緒に家庭訪問に行き、家庭の状況を把握し母親ともつながることができた。

ケース会議では、校長・教頭・担任・S S W・生活指導担当教諭・福祉関係の職員も参加し協議を重ねた。その中で、母親の体調面の心配と児童の生活リズムを整えるために、ショートステイ利用の提案をS S Wと福祉職員が連携して行い、年度末に利用することができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成25年度より、スクールソーシャルワーカーが複数名活動するようになり、平成30年度は2名増の11名の配置をすることができた。結果、多くの小学校に定期的派遣が可能となり、支援の対象となった児童生徒数も前年度比1.53倍（408人→549人）となった。支援状況の内容では、家庭環境の問題が96件増加と一番増加し（67→163）、学校だけでは対応できないケースを支援する機会が増えた。さらに、ケース会議をはじめとする関係調整に尽力し、課題解消率も向上した（38.8%→45.2%）。

（2）今後の課題

- ・「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」の支援中の数は前年度比1.6倍（251→419）と増加率は昨年同様だが件数は増加しており、問題は長期化しているといえる。スクールソーシャルワーカーが限られた時間の中で、助言、他機関連携等、精査して行う必要がある。